

葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会設置要綱

令和 5 年 4 月 28 日
5 葛都調第 79 号
区 長 決 裁

(設置)

第 1 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 24 条の 2 の規定に基づき、移動等円滑化の促進に関する方針（以下「移動等円滑化促進方針」という。）の策定を行うため、同法第 24 条の 4 の規定に基づき葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を葛飾区長（以下「区長」という。）に報告する。

- (1) 移動等円滑化促進方針の策定に関すること。
- (2) その他バリアフリーの推進のため区長が必要であると認めた事項に関すること。

(委員の構成等)

第 3 条 協議会の委員は、別表に掲げる関係機関、団体等に属する者又は同表に掲げる職にある者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員及び第 6 条第 2 項の規定により協議会に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から葛飾区移動等円滑化促進方針策定の日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長 1 名及び副会長 1 名を置く。

- 2 会長は、第 3 条第 1 号に規定する学識経験者のうちから、委員が選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取し、委員以外の者から資料を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、事務局を都市整備部調整課に置く。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

- 2 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月28日から施行する。
(葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会設置要綱の廃止)
- 2 この要綱は、葛飾区移動等円滑化促進方針が策定された日をもって、廃止する。

付 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	所属	
学識経験者	日本大学理工学部交通システム工学科 特任教授	
	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科 准教授	
障害者団体等	葛飾区肢体不自由児者父母の会 会長	
	葛飾区手をつなぐ親の会 会長	
	NPO 法人 葛飾区聴力障害者協会 会長	
	NPO 法人 高次しょうぶ 家族会 会員	
	葛飾区重症心身障害児（者）を守る会 会長	
	葛飾パーキンソン病友の会 げんき会 会長	
	東京都立葛飾盲学校 主任教諭	
	東京都立葛飾ろう学校 副校長	
	東京都立水元小合学園 PTA 会長	
	高齢者団体	葛飾区高齢者クラブ連合会 会長
子育て等団体	かつしか子育てネットワーク 会員	
町会	葛飾区自治町会連合会 監査	
商店会	葛飾区商店街連合会 会長	
公募区民	公募区民	
	公募区民	
社会福祉協議会	社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会 常務理事・事務局長	
施設設置管理者	鉄道	東日本旅客鉄道株式会社 首都圏本部 企画総務部 経営戦略ユニット チーフマネージャー
		東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 企画総務部 経営戦略ユニット ユニットリーダー
		京成電鉄株式会社 鉄道本部 計画管理部 鉄道企画担当課長
		北総鉄道株式会社 企画室 課長
	バス	東京都交通局 自動車部 計画課 事業改善担当課長
		京成バス株式会社 企画部 企画課長
		京成タウンバス株式会社 常務取締役
		東武バスセントラル株式会社 運輸統括部 業務課長
		日立自動車交通株式会社 営業企画部 主任
		マイスカイ交通株式会社 吉川営業所 管理部長
	タクシー	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会 業務部長

	国道	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課 建設専門官
	都道	東京都 第五建設事務所 補修課長
	区道	葛飾区 都市整備部 道路補修課長
	都立 公園	東京都 東部公園緑地事務所 管理課長
	区立 公園	葛飾区 都市整備部 公園課長
交通管理者 (公安委員会)		警視庁 亀有警察署 交通課長
		警視庁 葛飾警察署 交通課長
関係行政機関		国土交通省 関東運輸局 交通政策部 バリアフリー推進課長
		東京都 都市整備局 都市基盤部 交通政策担当課長
区立学校		小学校長会 会長
		中学校長会 会長
葛飾区		政策経営部長
		総務部長
		施設部長
		地域振興部長
		危機管理・防災担当部長
		産業観光部長
		福祉部長
		子育て支援部長
		都市整備部長
		交通・都市施設担当部長
		街づくり担当部長
		教育次長
	学校教育担当部長	

葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会傍聴要領

令和5年8月31日

会長決定

(目的)

第1条 この要領は、葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会設置要綱（令和5年4月28日付け5葛都調第79号区長決裁。以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の公開)

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、公開とする。ただし、会長は、会議を公開することにより公正かつ適切な審議等を妨げる恐れがあると認められる場合は、協議会に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 会長は、委員から前項に規定する場合に該当するとの申出があったときは、協議会に諮らなければならない。

(協議会傍聴の周知)

第3条 協議会の開催について、協議会開催の都度「広報かつしか」に掲載する等の方法により周知するものとする。ただし、会議開催までに時間的余裕がない等の理由がある場合は、この限りではない。

(傍聴者の定員)

第4条 傍聴者の定員は、会場を考慮した上で、会議ごとに会長が定める。

2 会議の傍聴者の決定は、原則として会議の前日までに傍聴を申し込んだ者のうちから先着順で行うものとする。

3 事前の申込みなく、当日に会議を傍聴する場合は、指定の入口で傍聴者名簿に住所及び氏名を記入しなければならない。この場合、傍聴者の定員を超えない範囲で、先に傍聴の申込みを行った者から傍聴できるものとする。

4 傍聴者には、傍聴証を交付する。

(傍聴者の入場)

第5条 傍聴者が入場しようとする場合は、傍聴証を着用しなければならない。

(傍聴証の返還)

第6条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴席の指定)

第7条 傍聴席は、会長があらかじめ指定する。

(傍聴することができない者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす恐れのある物品を携帯して

(案)

いる者

- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、傘の類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器類の類を携帯している者
- (4) 拡声器、無線機、マイク、ラジオの類を携帯している者
- (5) 写真機、撮影機、録音機の類を携帯している者。ただし、第10条ただし書きの規定により会長の許可を得た者を除く。
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者

2 会長は、前項各号のいずれかに該当すると認められる傍聴者に対し、入場を禁止することができる。

(傍聴者の守るべき事項)

第9条 傍聴者は、次の事項を守り静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (2) 携帯電話等の電源を切ること。
- (3) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (4) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (5) その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影又は録音の禁止)

第10条 傍聴者は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第11条 傍聴者は、全て事務局職員の指示に従わなければならない。

(退場の命令)

第12条 会長は、この要領の規定に違反していると認められる傍聴者に対し、退場を命じることができる。

(傍聴者の退場)

第13条 傍聴者は、次に掲げる場合は、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会長が非公開を宣言し、傍聴者の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴者がこの要領の規定に違反し、会長が退場を命じたとき。

2 前項第2号の規定により、退場を命じられた者は、当日再び会議を傍聴することはできない。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要領は、令和5年8月31日から施行する。

移動等円滑化促進方針について

1. 移動等円滑化促進方針とは

(1) 移動等円滑化促進方針の概要

移動等円滑化促進方針とは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づいて、鉄道駅を中心とした地区や、高齢者、障害のある方、子育て中の方等が利用する施設が集まった地区（移動等円滑化促進地区）において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を区市町村が示すものです。

葛飾区全体において、広くバリアフリーについての考え方を共有し、移動等円滑化促進方針として、施設整備や改修に関するハード面と、心のバリアフリーに関するソフト面による取組の両面で、葛飾区全域におけるバリアフリー化の方針を明確にします。

※移動等円滑化促進方針とバリアフリー基本構想の違い

バリアフリー基本構想は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害のある方、子育て中の方等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を具体化するために「特定事業」として定めて、重点的かつ一体的に推進する具体的な事業を位置づけた計画です。

具体的にバリアフリー化を実施すべき事業として「特定事業」を定める際には、施設設置管理者や公安委員会等と十分な協議をする必要があります。

そのため、まずは移動等円滑化促進方針（マスタープラン）として、区全域のバリアフリー化の方針を示し、バリアフリー化の重要性を打ち出すことによって、関係者間でバリアフリー化への機運が醸成されれば、基本構想作成へのステップアップに繋げていくことも可能となります。

移動等円滑化促進方針

「区全域の面的・一体的なバリアフリー化の方針」
⇒生活関連施設、生活関連経路等の
バリアフリー化を推進
(事業の位置づけは無し)

バリアフリー基本構想

「地区単位でのバリアフリー化の具体的な取組」
⇒生活関連施設、生活関連経路、車両等の
バリアフリー化を推進
(実施義務の伴う「特定事業」を位置づけ)



移動等円滑促進方針・バリアフリー基本構想のイメージ

出典：国土交通省資料を加筆

(2) 移動等円滑化促進方針の目的

葛飾区ではこれまで、平成 18 年度策定の「交通バリアフリー基本構想」や平成 22 年度策定の「葛飾区新小岩駅圏移動等円滑化基本構想」をもとにバリアフリー化に向けた取組を進めてきました。

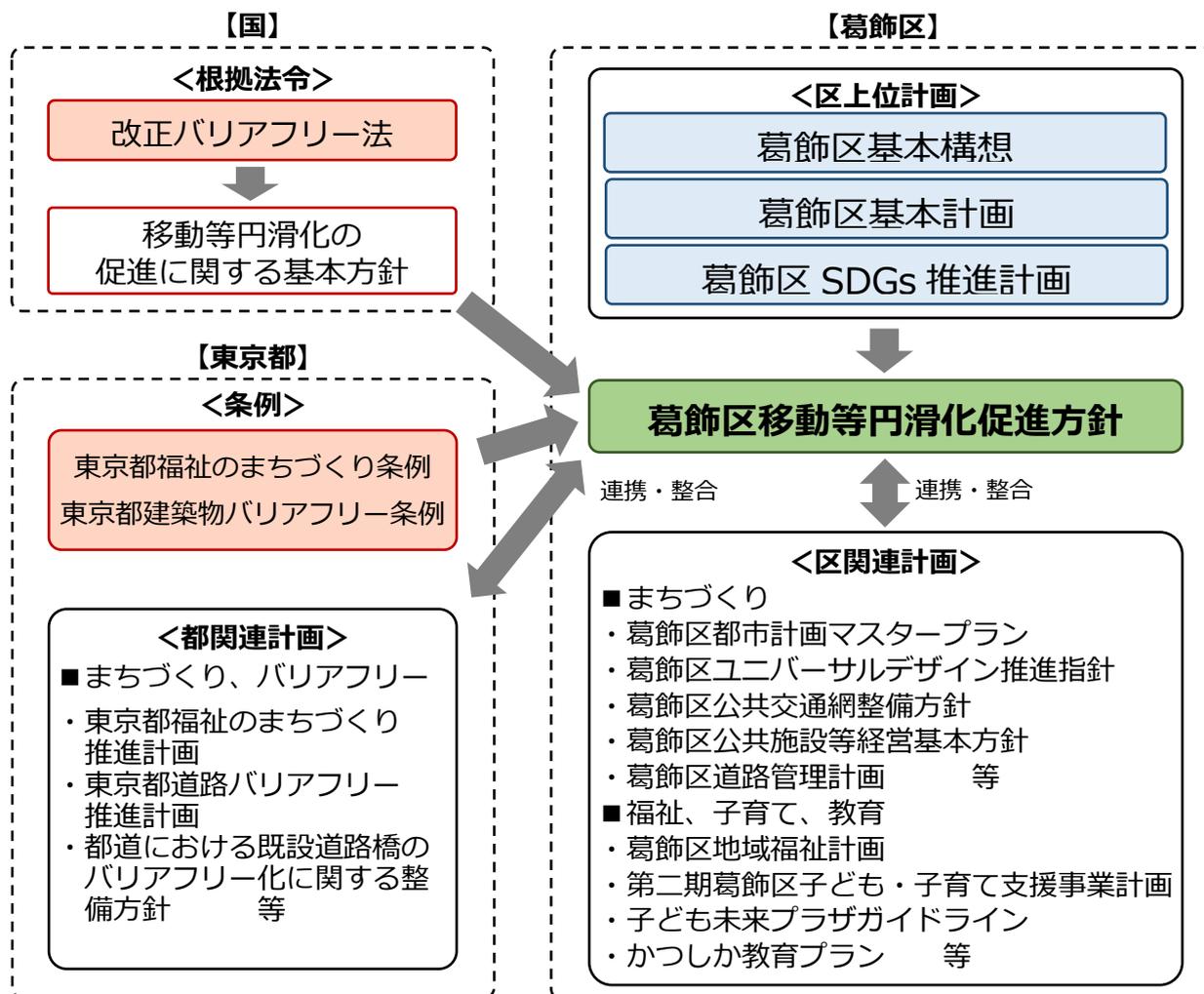
すべての人が安心・安全で快適に暮らせるまちづくりを実現していくためには、これまでの取組や事業をさらに発展・高度化し、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進していく必要があります。

そのため、区民、公共交通事業者、道路管理者、交通管理者や関係区民団体等の間で広くバリアフリーについての考え方や認識を「移動等円滑化促進方針」として共有することで、より効果的なバリアフリーのまちづくりを進めることができます。

よって葛飾区では、移動等円滑化促進方針として、葛飾区全域におけるハード整備と心のバリアフリーに関するソフト面の両面によるバリアフリー化の方針を示すことによって、多様な住民への福祉の増進や、関係者のバリアフリー化に向けた機運の醸成、まちの活性化につなげることを目的とします。

(3) 移動等円滑化促進方針の位置付け

葛飾区移動等円滑化促進方針は、国や都の法制度・方針に基づき、区の上位計画である葛飾区基本構想・基本計画・SDGs 推進計画のもとに位置付けられるものとして、区の関連計画と連携・整合を図りながら、葛飾区のバリアフリー化を促進するための指針を示すものです。



移動等円滑促進方針の位置付け

(4) 移動等円滑化促進方針の検討にあたってのポイント

移動等円滑化促進方針の策定に向けて、主に以下の点について検討していきます。

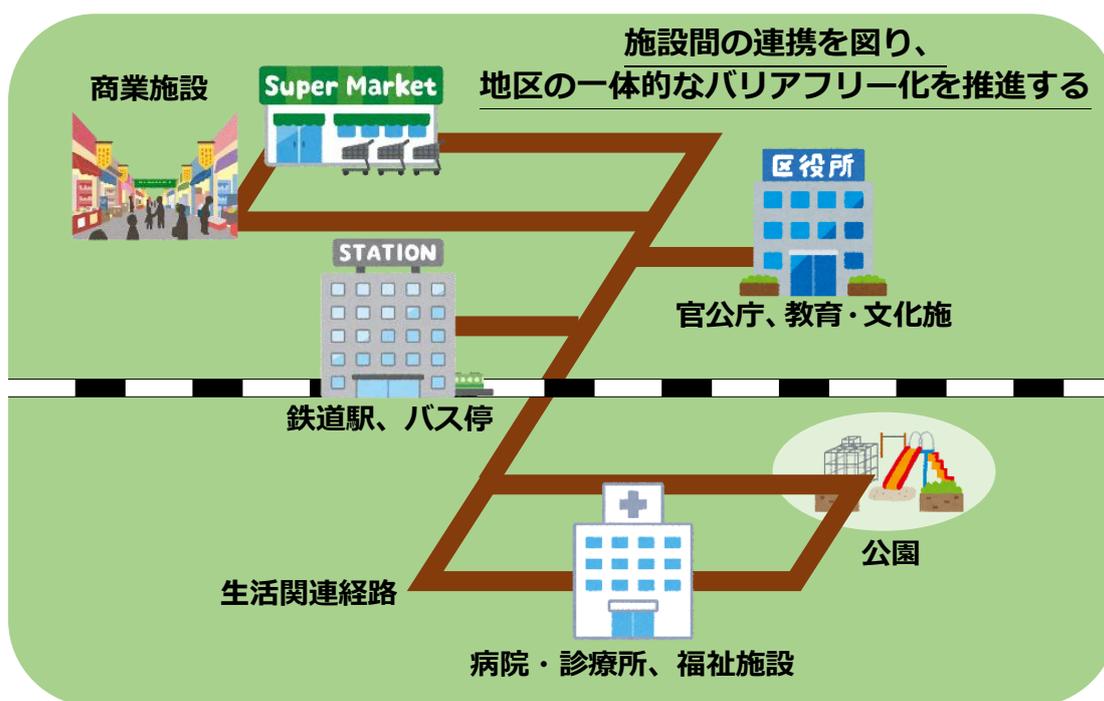
①バリアフリー方針の明確化

- ・関係者間で共通認識を持つためにも明確な目標設定をすることが重要です。
- ・都市計画や公共交通等に関する既存計画との整合を留意します。
- ・概ね5年ごとに、施設等の利用者の状況や整備状況を把握・評価を行い、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図っていくことが重要とされております。

②移動等円滑化促進地区の選定

・移動等円滑化促進地区の要件は、高齢者、障害のある方、子育て中の方等が生活をするうえで日常的に利用する鉄道駅などの旅客施設や官公庁施設、福祉施設等（＝生活関連施設）が立地している地区で、次のA～Cのように定められています。

- A. 生活関連施設が徒歩圏に概ね3以上集積している地区
- B. 一体的なバリアフリー化の促進が特に必要な地区
- C. バリアフリー化の促進が都市機能の増進に有効かつ適切な地区



移動等円滑促進地区のイメージ

③心のバリアフリーの推進に関する取組

- ・高齢者、障害のある方の様々な心身の特性や考え方を理解し、全ての人が理解を深めようとしてコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」社会の実現のための、広報・啓発・教育活動などの施策を検討していきます。

【心のバリアフリーを体現するポイント】

- 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- 障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（日本政府）より

「心のバリアフリー」に関する記載事例：東京都新宿区（令和3年11月）

新宿区では心のバリアフリーの促進に向けた配慮事項とともに、関連計画に基づいて実施している取組みとして、ユニバーサルデザインまちづくりガイドブックの作成・配布や障害のある方との交流などを促進方針に示しています。

新宿区 ユニバーサルデザインまちづくり ガイドブック	
目次	1
第一章 ユニバーサルデザインってなんだろう	11
第二章 さまざまなニーズへの対応を知ろう	25
第三章 さまざまなニーズへの対応を知ろう	35
1. おもてなし	35
2. 配り紙やチラシ	43
3. 施設整備	51
4. 防災対策	65
第四章 わたしたちができることはなんだろう	71
第五章 ユニバーサルデザインに関する取組紹介	79



新宿区におけるこころのバリアフリーの促進に向けた取組み

出典：新宿区 移動等円滑化促進方針

(5) 移動等円滑促進方針の記載項目

移動等円滑化促進方針に明示すべき事項として、以下の8点がバリアフリー法に定められています。

1. 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針
2. 移動等円滑化促進地区の位置及び区域
3. 生活関連施設及び生活関連経路並びに移動等円滑化の促進に関する事項（整備方針）
4. 住民及び関係者の理解の増進及び協力の確保に関する事項（⇒ 心のバリアフリー）
5. 行為の届出等に関する事項
6. 区が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項
7. その他、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項
8. 移動等円滑化促進方針の評価に関する事項

※ 1、6、8は任意記載事項

「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」（令和3年3月、国土交通省）より

2. 移動等円滑化促進方針の事例

移動等円滑化促進方針は全国で34市町村の自治体が作成・公表をしております。(令和4年度末時点)

東京都特別区においては、新宿区、目黒区、大田区、世田谷区が作成・公表をしております。(令和5年7月時点)

ここでは、区役所庁舎の建替に伴いバリアフリー化を進める区役所周辺地域を促進地区に設定した世田谷区と、区内及び区周辺の鉄道駅の周辺地域を促進地区に設定した目黒区の事例を紹介します。

■世田谷区(令和5年6月)

世田谷区では、「福祉のまちづくりのための施設整備要綱(昭和57年)」を制定し、関連法や都条例制定に合わせ「ユニバーサルデザイン推進条例(平成19年)」を制定するなど、これまでユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを推進してきました。

ユニバーサルデザインのまちづくりの更なる充実を図るため、「施設の利用と移動に関するバリアフリー化の促進」を目標に「世田谷区 移動等円滑化促進方針」を令和5年度に策定しています。

【区全域における方針】

- 区の関連計画との連携、これまでの取組やワークショップの意見等を踏まえて、以下の4つを区全域の方針に定めている。

施設のバリアフリーの促進

情報のバリアフリーの促進

心のバリアフリーの促進

商店街におけるバリアフリーの促進

【実現に向けた取組み】

● 取組みの方向性

- (1) 周知と啓発と連携・協力
- (2) 世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画との一体的な推進
- (3) 促進地区の他地区への展開と区全体のレベルアップ

● 促進地区における重点的な取組み

(1) 区役所本庁舎の移動等の円滑化

- ・サイン整備や生活関連経路の点検・改修の検討

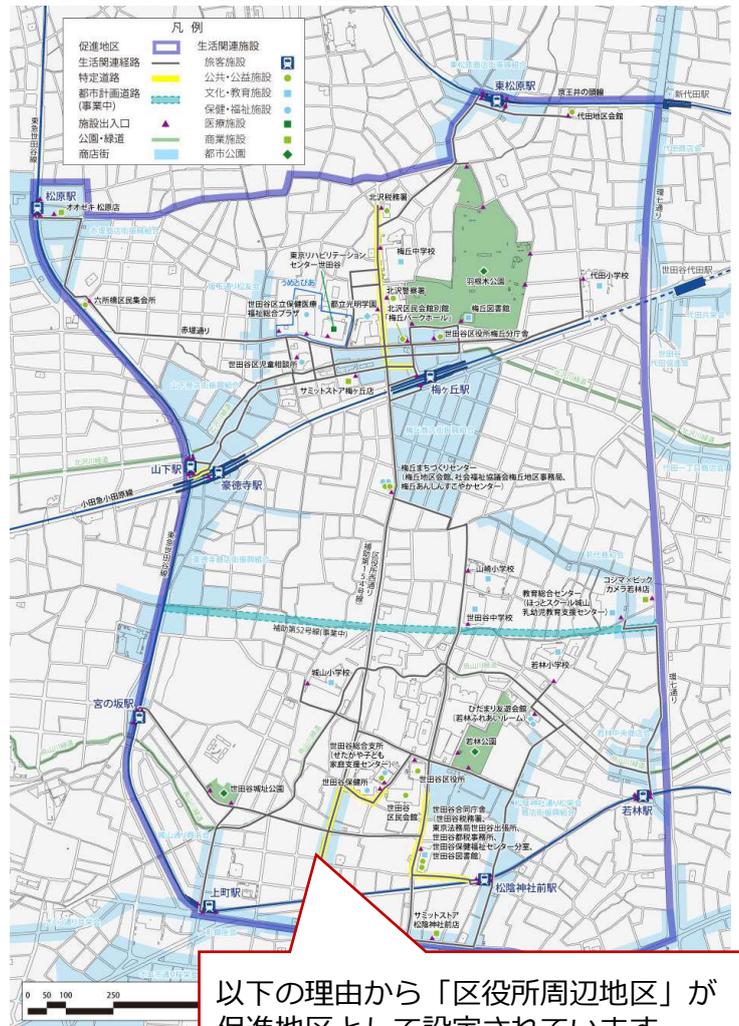
(2) 商店街の心のバリアフリーの促進

- ・区と商店街とが協力しながら、ワークショップなどによる普及啓発活動を実施

(3) 交通事業者等との連携

- ・円滑な利用と安全確保に向けた連携を強化

【移動等円滑化促進地区】(世田谷区役所周辺地区)



以下の理由から「区役所周辺地区」が促進地区として設定されています

- ① 拠点性の高さ
- ② これまでのバリアフリー化の実績
- ③ 区役所庁舎の建替と今後の展開

出典：世田谷区 移動等円滑化促進方針

■目黒区（令和4年3月）

目黒区では、これまで「目黒区福祉のまちづくり整備要綱」や「目黒区交通バリアフリー推進基本構想（平成24年改定）」等に基づき、区内のバリアフリー化を推進してきました。

バリアフリー法の改正や障害者差別解消法の制定、これまでの事業進捗等を踏まえ、事業者や区民との連携・協力のもとに効果的な施策を展開するため、マスタープランや新たな重点整備地区を追加した「目黒区 移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想」を令和3年度に策定しています。

【区全体の方針】

- 目黒区の課題を踏まえ、「だれもが暮らしやすく優しさと思いやりのあふれるまちめぐろ」の実現を目指して、以下の4つを区全体のバリアフリーの方針に定めている。

経路のバリアフリー化

施設のバリアフリー化

心のバリアフリーの推進

目黒区の広域生活拠点及び
地区生活拠点の一体的なバリアフリー化

【実現に向けた取組み】

- 区民・事業者・行政間の情報交換・意見交換
 - ・円滑な事業実施のため、施設管理者や高齢者・障害者等との情報交換・意見交換を行う。
 - ・また、区民・施設設置管理者・区が連携しバリアフリー化を進めるために、方針と構想を広く周知する。

●促進方針および基本構想の推進のポイント

（1）事業者との協働による事業推進

- ・基本構想に基づき特定事業の実施主体は、特定事業計画を作成し、事業を推進

（2）各地区のバリアフリー化の推進

- ・方針および構想に即した地区別バリアフリー整備計画を策定し、バリアフリー化を推進

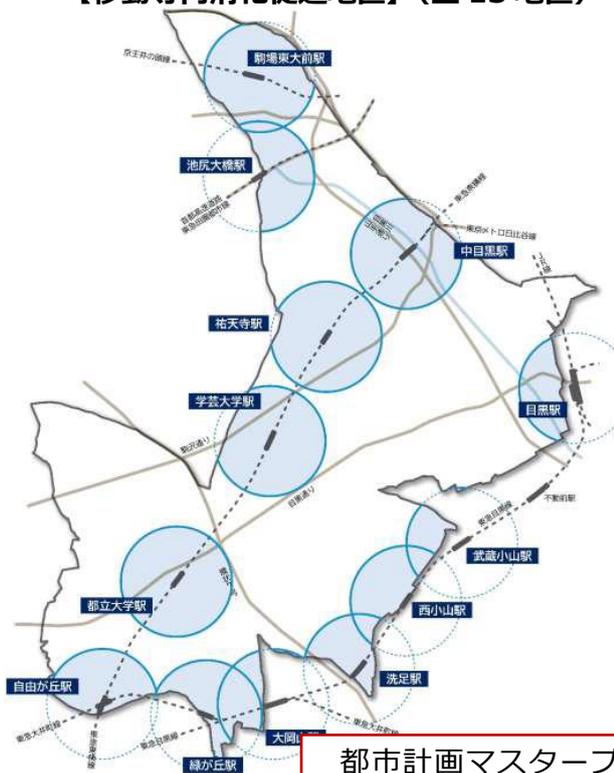
（3）方針及び構想の見直し

- ・10年後を目標年次とし、社会情勢等の変化を踏まえて、必要に応じて見直しを実施

●バリアフリー事業の進行管理

- ・方針および構想の策定にあたって組織した「協議会」を活用して、特定事業計画の内容や進捗確認を定期的を確認する
- ・利用者の視点を反映したバリアフリー化を進める取組・体制づくりを検討する

【移動等円滑化促進地区】（全13地区）



（中目黒駅周辺地区）



都市計画マスタープランの「生活拠点」の位置付けや旧構想の考え方を基本として、区内及び区周辺の13駅を中心とする半径500mの範囲を促進地区に位置付けています。

葛飾区のこれまでの取組と現状

1. 上位・関連計画

葛飾区および東京都における移動等円滑化促進方針に関する上位・関連計画を以下より示します。

(1) 葛飾区における上位・関連計画



関連計画

部門		計画名称	策定・発行時期
総合		葛飾区ユニバーサルデザイン推進指針	平成 19 年 7 月
まちづくり	都市計画	葛飾区都市計画マスタープラン	平成 23 年 7 月 (現行版) 令和 5 年 6 月 (素案)
	交通	葛飾区公共交通網整備方針	令和元年 5 月
	道路	葛飾区道路管理計画	令和 4 年 12 月 (更新)
	公園	葛飾区公園・河川等総合管理計画	令和元年 8 月
	公共施設	葛飾区公共施設等経営基本方針	令和 5 年 3 月 (改定)
福祉	高齢者・ 障害者	葛飾区地域福祉計画	令和 2 年 3 月
		第 8 期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	令和 3 年 3 月
		第 6 期葛飾区障害福祉計画・第 2 期葛飾区障害児福祉計画・葛飾区障害者施策推進計画	令和 3 年 3 月
	子育て・ 教育	第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画	令和 2 年 3 月
		子ども未来プラザガイドライン	令和 3 年 7 月 (改定)
		かつしか教育プラン【葛飾区教育振興基本計画】	平成 31 年 2 月
		葛飾区学校施設長寿命化計画	平成 31 年 3 月

2. 葛飾区の現況

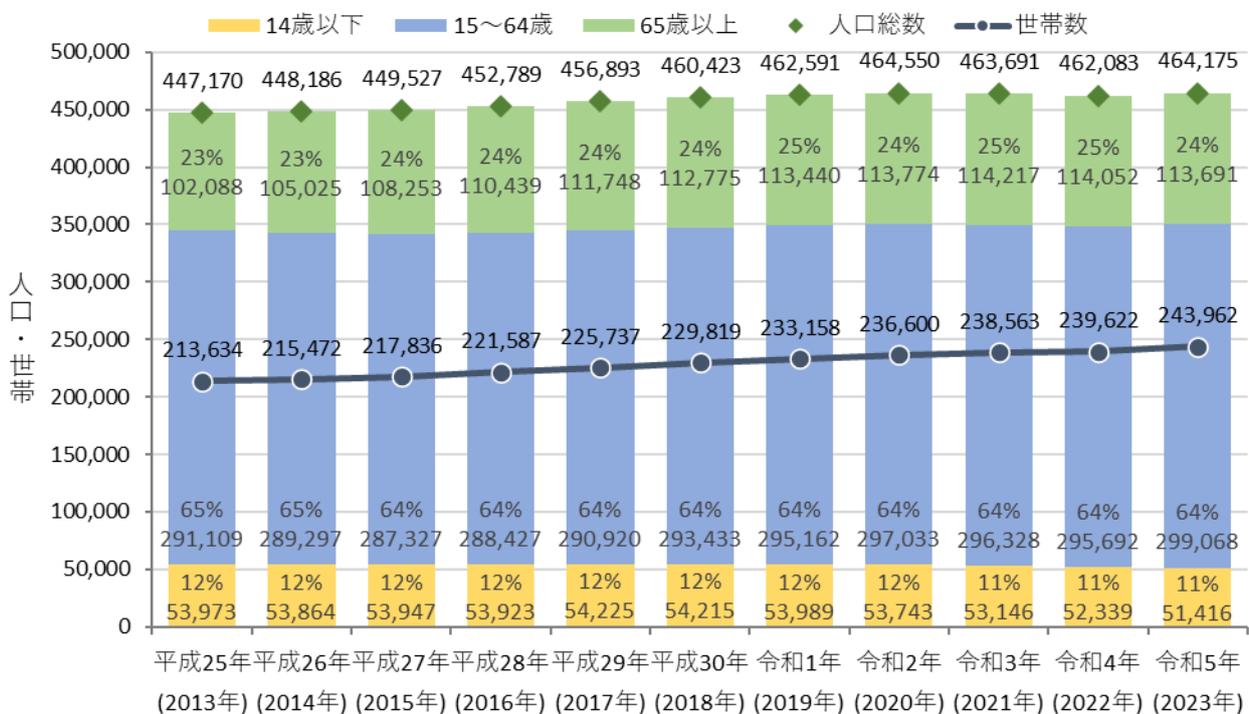
(1) 人口および世帯数の経年推移

葛飾区の総人口は、令和5年1月1日現在で464,175人です。

人口の経年推移をみると、令和元年までは増加を示していましたが、令和2年以降は横ばい状態で増減を繰り返しています。

年齢区分別人口の割合は、令和5年1月1日現在で14歳以下が11%、15～64歳が64%、また、一般に高齢化率と称される65歳以上の人口割合は24%となっています。

世帯数は、平成25年以降、一貫して増加を示していて、令和5年1月1日現在で約24.4万世帯となっています。



人口および世帯数の推移

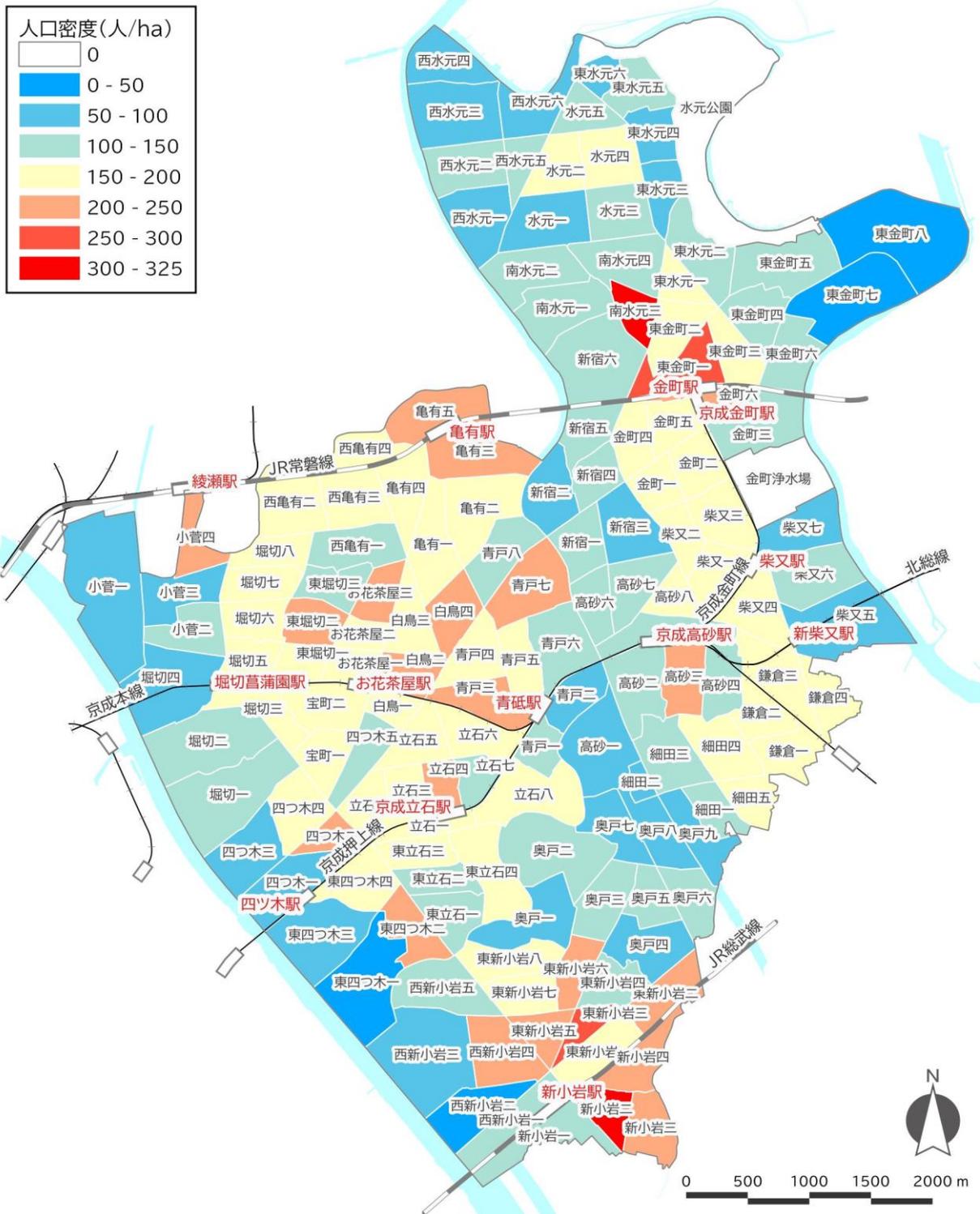
出典：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(2) 町丁目別人口

葛飾区の人口密度は、令和5年7月1日現在で134人/haです。

町丁目別の人口密度は、金町駅周辺および新小岩駅周辺で高くなっています。

また、一部の駅を除いて、駅周辺の人口密度は高い傾向にあります。



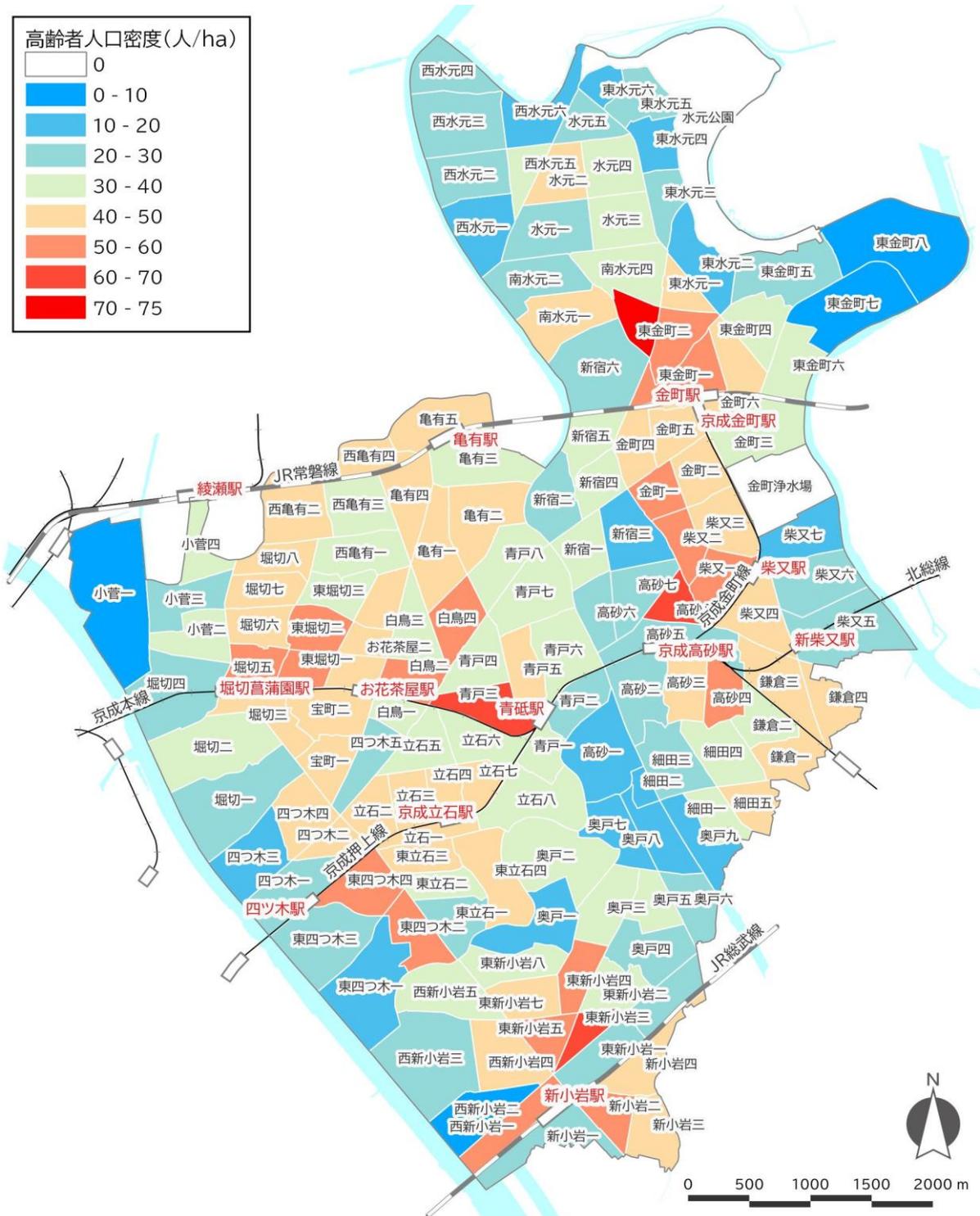
出典：住民基本台帳人口（令和5年7月1日現在）

(3) 高齢者 (65 歳以上) 人口

① 町丁目別の高齢者 (65 歳以上) 人口密度

葛飾区の高齢者人口密度は、令和 5 年 7 月 1 日現在で 33 人/ha です。

町丁目別の高齢者人口密度は、金町駅辺、柴又駅、青砥駅、堀切菖蒲園駅周辺等で高くなっています。



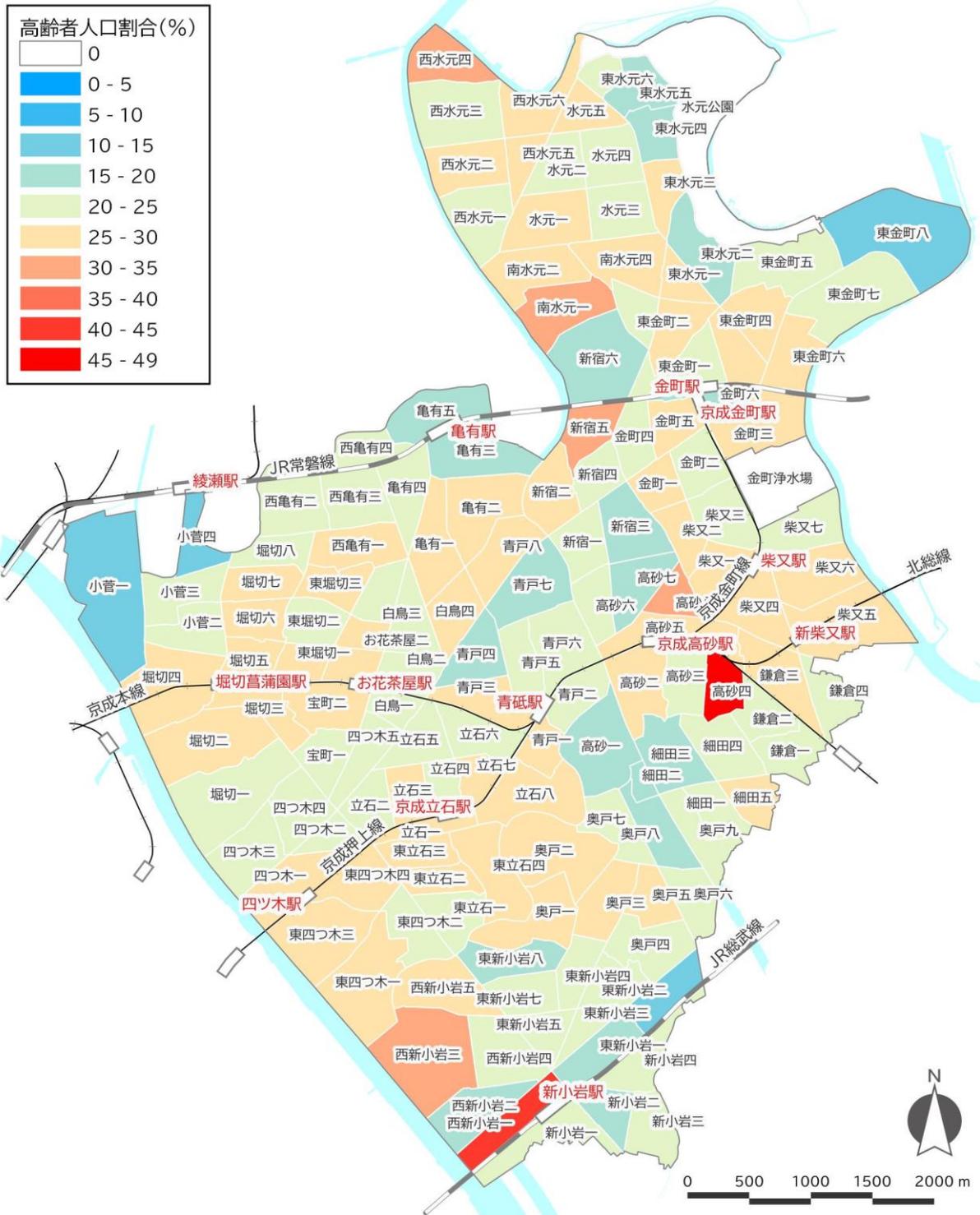
町丁目別高齢者 (65 歳以上) 人口密度

出典：住民基本台帳人口 (令和 5 年 7 月 1 日現在)

② 町丁目別の高齢化率（65歳以上人口割合）

葛飾区全体の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口割合）は、令和5年7月1日現在で24%です。

町丁目別では、京成高砂駅東側の高砂四丁目が49%となり、半数程度が65歳以上の高齢者により占められています。また、西新小岩一丁目も41%と他の町丁目と比較して高くなっています。



町丁目別高齢化率

出典：住民基本台帳人口（令和5年7月1日現在）

(4) 障害者数

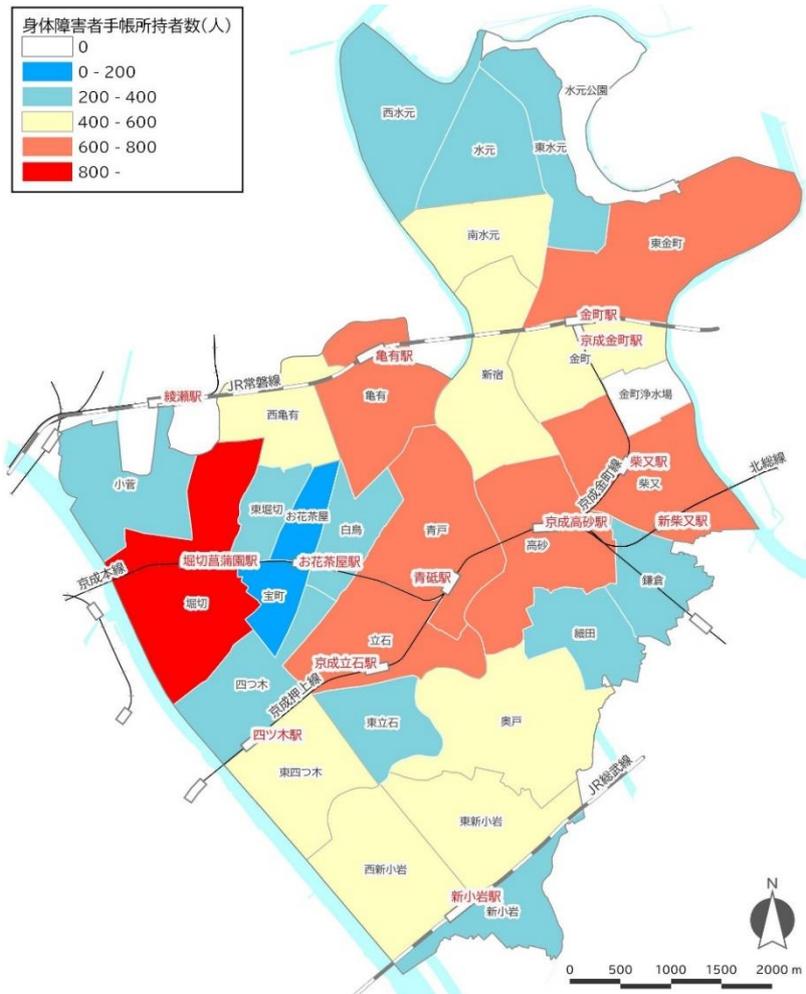
① 身体障害者手帳所持者数

葛飾区の身体障害者手帳所持者数は、令和3年度末時点で13,870人です。
過去10年間の推移をみると減少傾向にあり、令和3年度末に初めて1.4万人以下になりました。
町別では、鉄道沿いの町で多い傾向がありますが、区内全域に在住されています。



身体障害者手帳所持者数の推移

出典：葛飾区の現況（令和4年版）



町別の身体障害者手帳所持者数

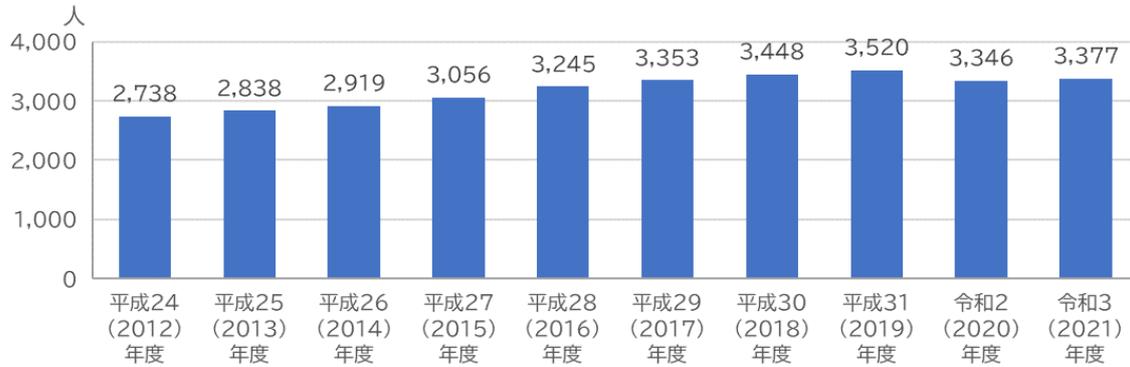
出典：葛飾区提供出典：(令和4年6月13日現在)

② 愛の手帳所持者数

葛飾区の愛の手帳所持者数は、令和3年度末時点で3,377人です。

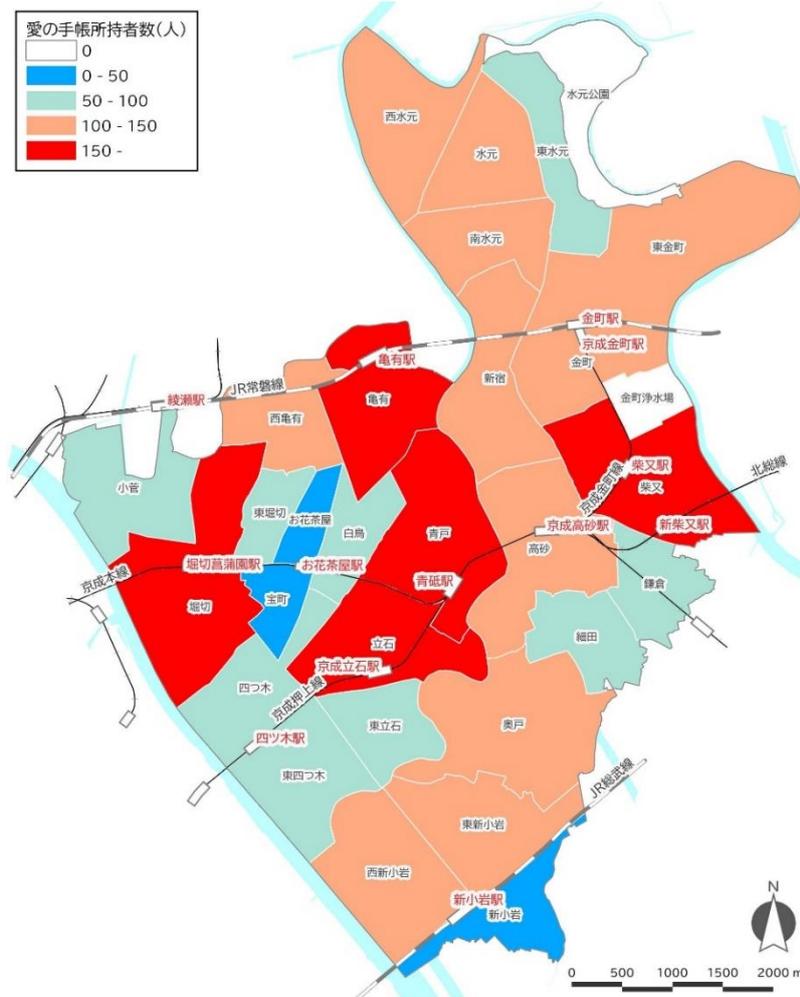
過去10年間の推移をみると平成31年度までが増加傾向にありましたが、令和2年度、3年度は、それまでの傾向と異なり減少しています。

町別では、堀切、立石、青戸、亀有、柴又で多い傾向がありますが、区内全域に在住されています。



愛の手帳所持者数の推移

出典：葛飾区の現況（令和4年版）



町丁別の愛の手帳所持者数

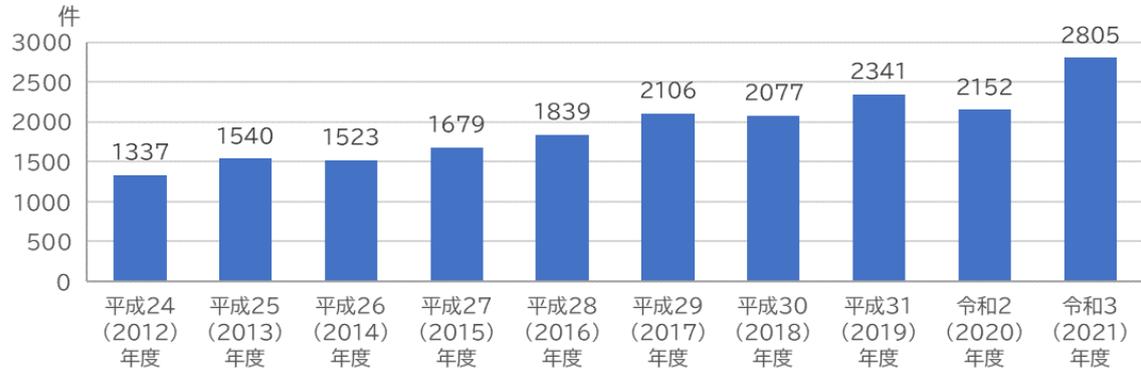
出典：葛飾区提供出典：(令和4年6月13日現在)

③ 精神障害者保健福祉手帳交付件数

葛飾区の精神障害者保健福祉手帳交付件数は、令和3年度末時点で2,805件です。

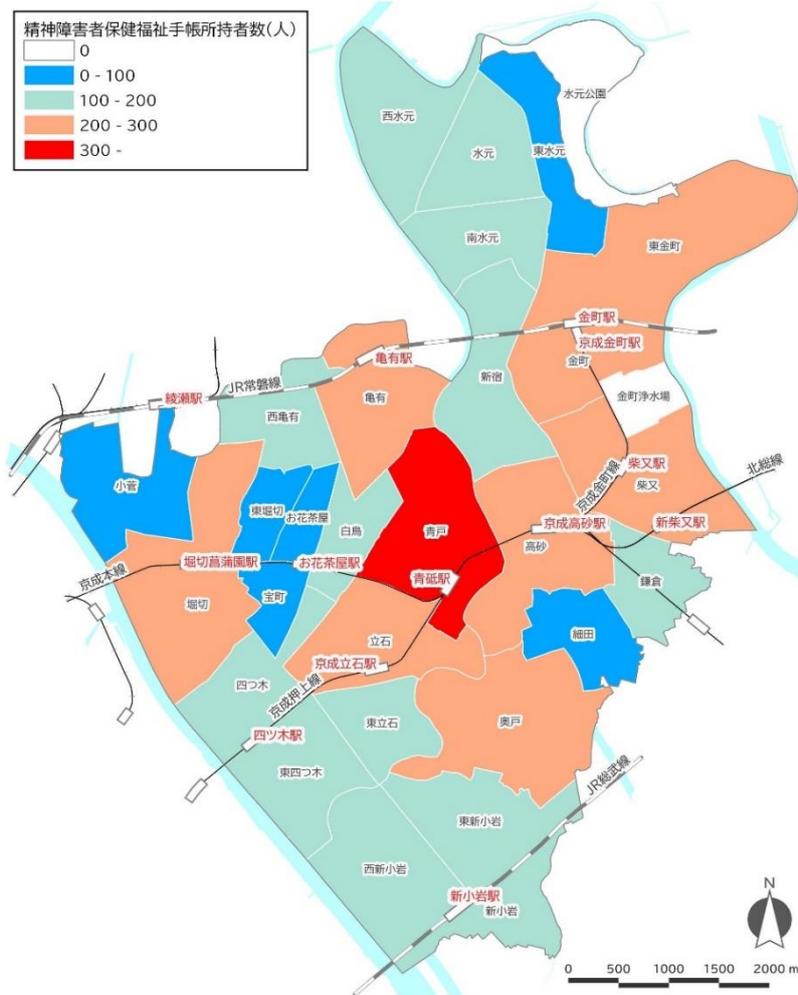
過去10年間の推移をみると、増減を繰り返しながら概ね増加傾向にあり、令和2年度と3年度との比較では、令和2年度に一旦減少したこともあり、これまで以上に大きく増加しています。

町別では、青戸が最多でその他の駅周辺も多い傾向がありますが、区内全域に在住されています。



精神障害者保健福祉手帳交付数の推移

出典：東京都年報（福祉・衛生行政統計）各年度件数



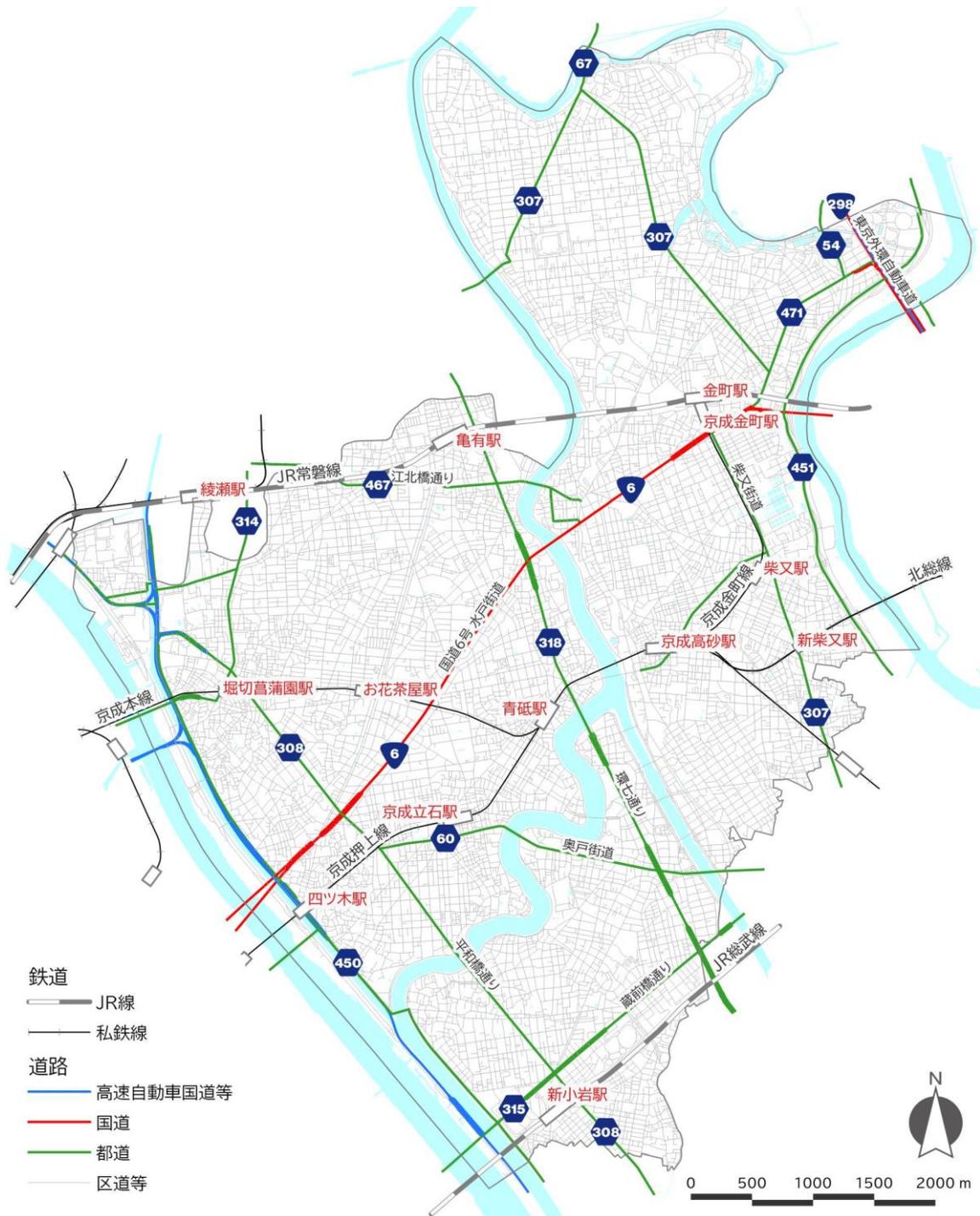
町別の精神障害者保健福祉手帳所持者数

出典：葛飾区提供出典：(令和4年4月1日現在)

(5) 交通状況

① 鉄道・道路網

葛飾区の鉄道路線は、JR線、京成線があり、その多くが都心と千葉方面を連絡しています。道路網は、国道6号（水戸街道）が区域の中心付近を東西に横断しているほか、環七通りや平和橋通り等の幹線道路が区域を南北に縦断しています。



鉄道・道路網

出典：国土数値情報鉄道時系列データ、数値地図（国土地理院）

② 鉄道駅

葛飾区内にはＪＲ線が２路線、私鉄線が４路線の計６路線、延べ１５駅が立地しています。
また、駅自体は足立区に位置するものの、ＪＲ常磐線および東京メトロ千代田線の綾瀬駅は、葛飾区に隣接しています。

令和２年当初からの新型コロナウイルス感染症による影響で鉄道駅利用者数が大きく減少しましたが、令和３年度の利用者数は、区内の各駅とも国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（以下「国の基本方針」と称す。）のなかで移動等円滑化の実施が求められる「一日当たりの平均的な利用者数３千人以上」の要件を満たしています。

鉄道路線・駅の日平均利用者数

事業者	路線名	駅名	令和3年度平均利用者数 (人/日)	備考
東日本旅客鉄道	常磐線	亀有駅	70,022	
		金町駅	82,707	
	総武線	新小岩駅	124,005	
京成電鉄	本線	堀切菖蒲園駅	18,153	
		お花茶屋駅	27,282	
		青砥駅	22,649	同一会社線乗換駅
		京成高砂駅	81,088	同一会社線、他社線乗換駅
	押上線	四ツ木駅	14,542	
		京成立石駅	29,715	
		青砥駅	16,890	同一会社線乗換駅
	金町線	京成高砂駅	2,400	同一会社線、他社線乗換駅
		柴又駅	6,888	
京成金町駅		20,203		
北総鉄道	北総線	京成高砂駅	47,112	他社線乗換駅
		新柴又駅	4,077	

駅自体は葛飾区外に位置するものの隣接している駅

東日本旅客鉄道	常磐線	綾瀬駅	23,710	他社線乗換駅
東京メトロ	千代田線	綾瀬駅	321,844	他社線乗換駅

出典：東京都交通年鑑（令和３年版）

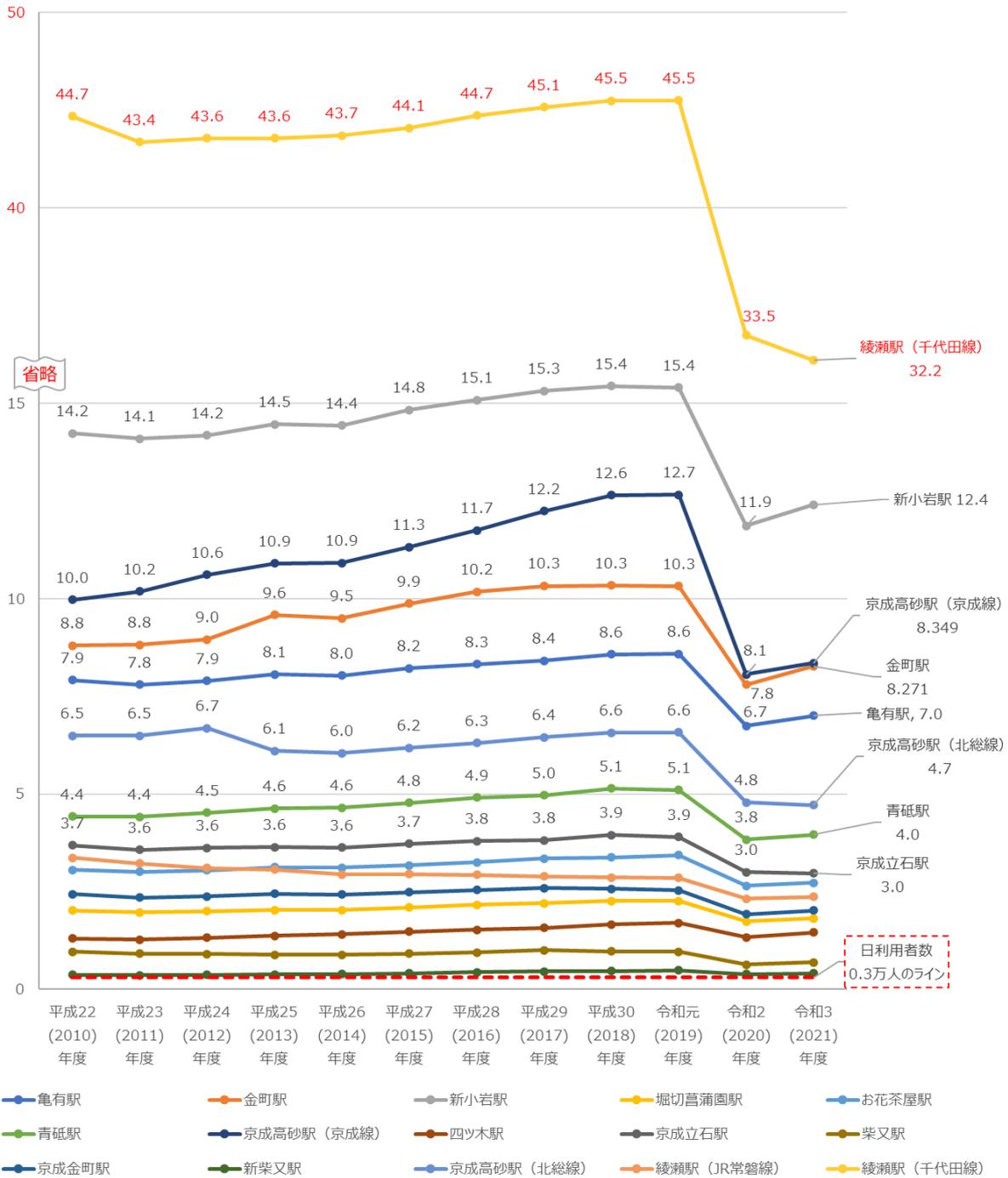
注：同一会社内の乗り継ぎ利用者数は除く。

③ 鉄道駅利用者数

令和 2 年当初からの新型コロナウイルス感染症による影響で鉄道駅利用者数が大きく減少しました。

一方、令和 2 年から 3 年にかけては、一部の駅を除いて増加を示しており、国等の新型コロナウイルス感染症への対策動向を踏まえると、今後は利用者数の回復が予測されます。

万人/日



日平均駅利用者数の推移

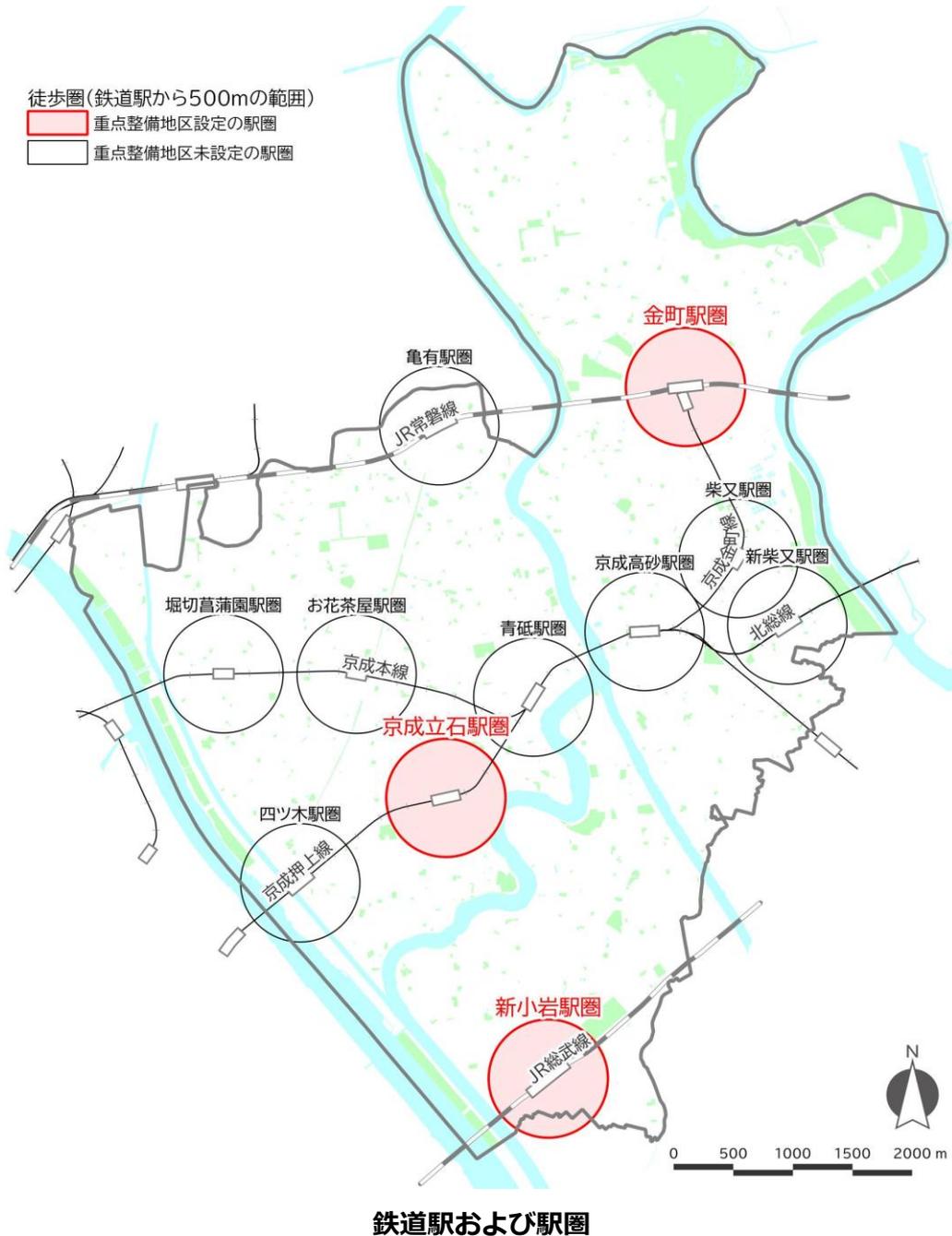
出典：東京都交通年鑑（各年版）

注：同一会社内の乗り継ぎ利用者数は除く。

3. 葛飾区におけるこれまでの取組

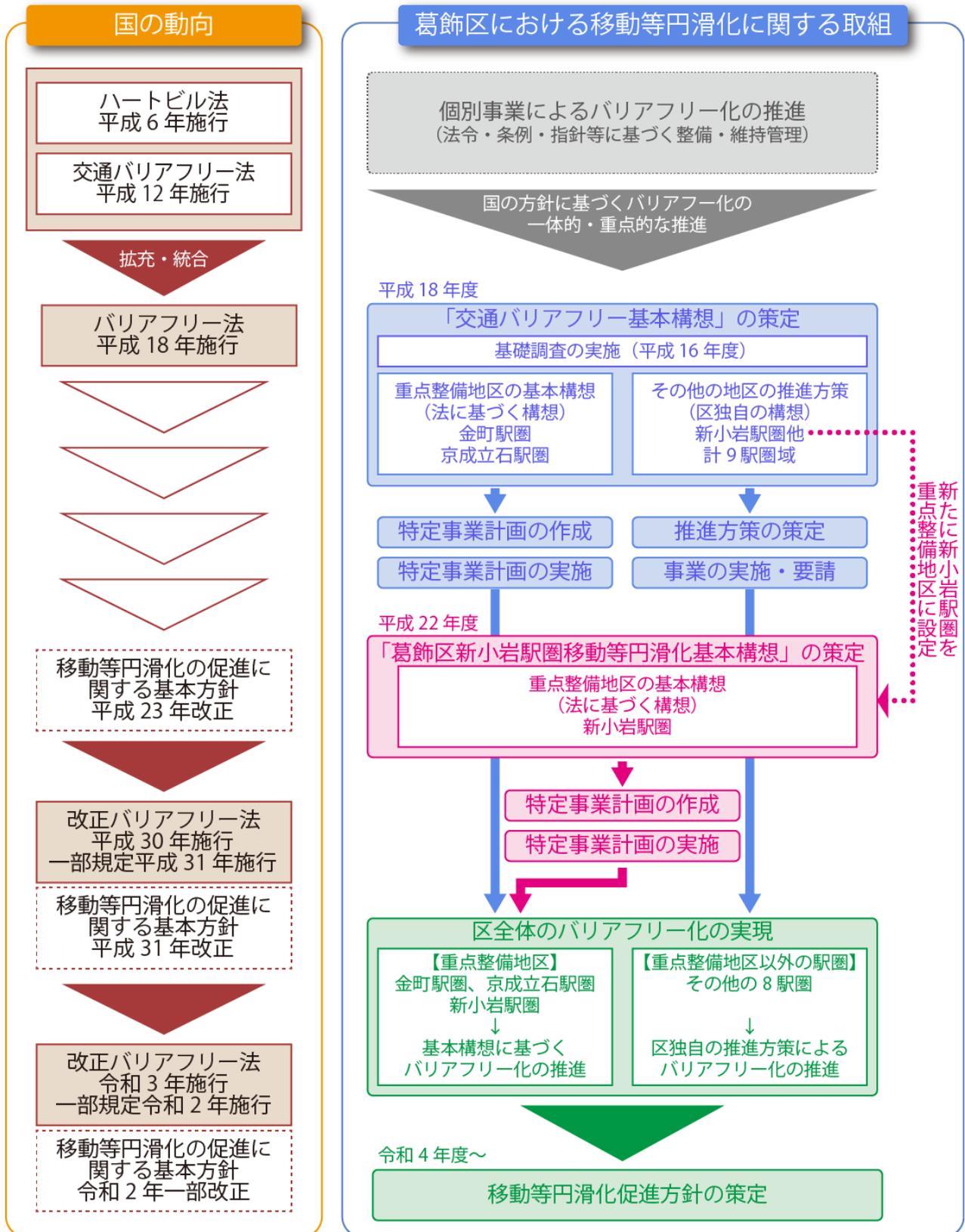
葛飾区では、平成 12 年に施行された交通バリアフリー法に基づき、区内 12 駅を中心とした 11 駅圏域を対象に検討を行い、優先的にバリアフリー化を図る駅圏域として、金町・京成金町駅周辺および京成立石駅周辺の駅圏域を重点整備地区とした「葛飾区交通バリアフリー基本構想」を平成 18 年 5 月に策定しました。

また、平成 18 年の交通バリアフリー法とハートビル法を統合・拡充した「バリアフリー新法」の施行後に、新たに新小岩駅圏を重点整備地区に設定し「葛飾区新小岩駅圏移動等円滑化基本構想」を平成 23 年 3 月に策定しました。



移動等円滑化に関する法整備等の国の動向および葛飾区の実施の流れを以下に示します。

今回検討する移動等円滑化促進方針は、令和3年施行の改正バリアフリー法に基づき、区の上位計画である葛飾区基本構想・基本計画に位置付けられるものとして、区の関連計画と連携・整合を図りながら、葛飾区のバリアフリー化を促進するための指針を示すものです。



葛飾区における移動等円滑化に関する取組

(1) 葛飾区交通バリアフリー基本構想（平成 18 年 5 月策定）

交通バリアフリー基本構想の策定過程では、葛飾区内 12 駅を中心とした 10 駅圏域を対象に検討を行い、優先的にバリアフリー化を図る駅圏域として、金町・京成金町駅周辺および京成立石駅周辺の駅圏域を重点整備地区として設定し、具体に実施する事業である特定事業を計画しました。

金町駅圏	京成立石駅圏
 <p>特定経路 準特定経路</p> <p>駅から500m圏</p>	 <p>特定経路 準特定経路</p> <p>駅から500m圏</p>
<p>主な交通バリアフリー事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ JR金町駅 <ul style="list-style-type: none"> ・多機能トイレの整備（平成 17 年度実施） ・券売機・運賃表の改善（平成 17 年度実施） ■ 京成金町駅 <ul style="list-style-type: none"> ・階段の段鼻の明度化（平成 17 年度実施） ■ バス車両等 <ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場にベンチを設置（平成 17 年度実施） ・ノンステップバスの一層の導入 ■ 特定経路 <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロックの改善 ・歩道の勾配の改善 ・路面の凹凸の解消 ・違法駐車の継続的な取締り強化 ■ 準特定経路 <ul style="list-style-type: none"> ・歩行空間の確保 ■ 地区全体 <ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車対策の強化 ・バリアフリー化に向けた啓発活動 	<p>主な交通バリアフリー事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 京成立石駅 <ul style="list-style-type: none"> ・車いす対応のエレベーターの設置 ・拡幅自動改札機の設置 ・車いすでも使いやすい券売機の設置 ■ バス車両等 <ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバスの一層の導入 ■ 特定経路 <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロックの改善 ・歩道の勾配の改善 ・路面の凹凸の解消 ・違法駐車 of 継続的な取締り強化 ■ 準特定経路 <ul style="list-style-type: none"> ・路面の凹凸の解消 ・歩道と車道の段差の解消 ■ 地区全体 <ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車対策の強化 ・バリアフリー化に向けた啓発活動

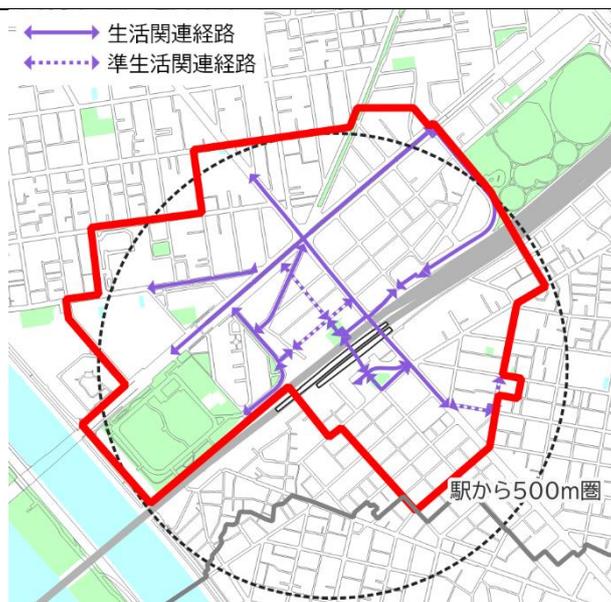
出典：葛飾区交通バリアフリー基本構想（リーフレット版）より抜粋

(2) 葛飾区新小岩駅圏移動等円滑化基本構想（平成 23 年 3 月策定）

新小岩駅圏域は、交通バリアフリー基本構想策定時に各種都市基盤整備が構想段階であったため、重点整備地区の指定を見送りましたが、南北自由通路や交通広場等の整備が進められ、バリアフリー化の重点的、一体的な推進が可能となったため、新たに当該駅圏域を重点整備地区として設定し、平成 23 年 3 月に葛飾区新小岩駅圏移動等円滑化基本構想を策定しました。

なおここでは、交通バリアフリー基本構想策定時の「交通バリアフリー法」にかわり、同法とハートビル法を統合・拡充した「バリアフリー新法」が施行されたため、これを踏まえ策定作業を行っています。

新小岩駅圏



主なバリアフリー事業

■ JR 新小岩駅

- ・車いす対応のエレベーターの設置
- ・視覚障害者誘導用ブロックの改善

■ バス車両等

- ・ノンステップバスの一層の導入

■ 生活関連経路

- ・視覚障害者誘導用ブロックの改善
- ・電線類の地中化の推進
- ・新たに整備する道路等のバリアフリー化
- ・音響式信号機、青時間延長信号機等の設置
- ・エスコートゾーンの設置
- ・違法駐車継続的な取締り強化

■ 地区全体

- ・自転車・バイクの放置対策の強化
- ・夜間における歩行空間の適切な明るさの確保
- ・自転車利用に関する教育・啓発活動
- ・バリアフリー化に向けた啓発活動の実施
- ・道路と民地の段差のバリアフリー化
- ・はみ出し看板・陳列などの障害物撤去指導

出典：葛飾区webサイト「葛飾区新小岩駅圏移動等円滑化基本構想について」より抜粋

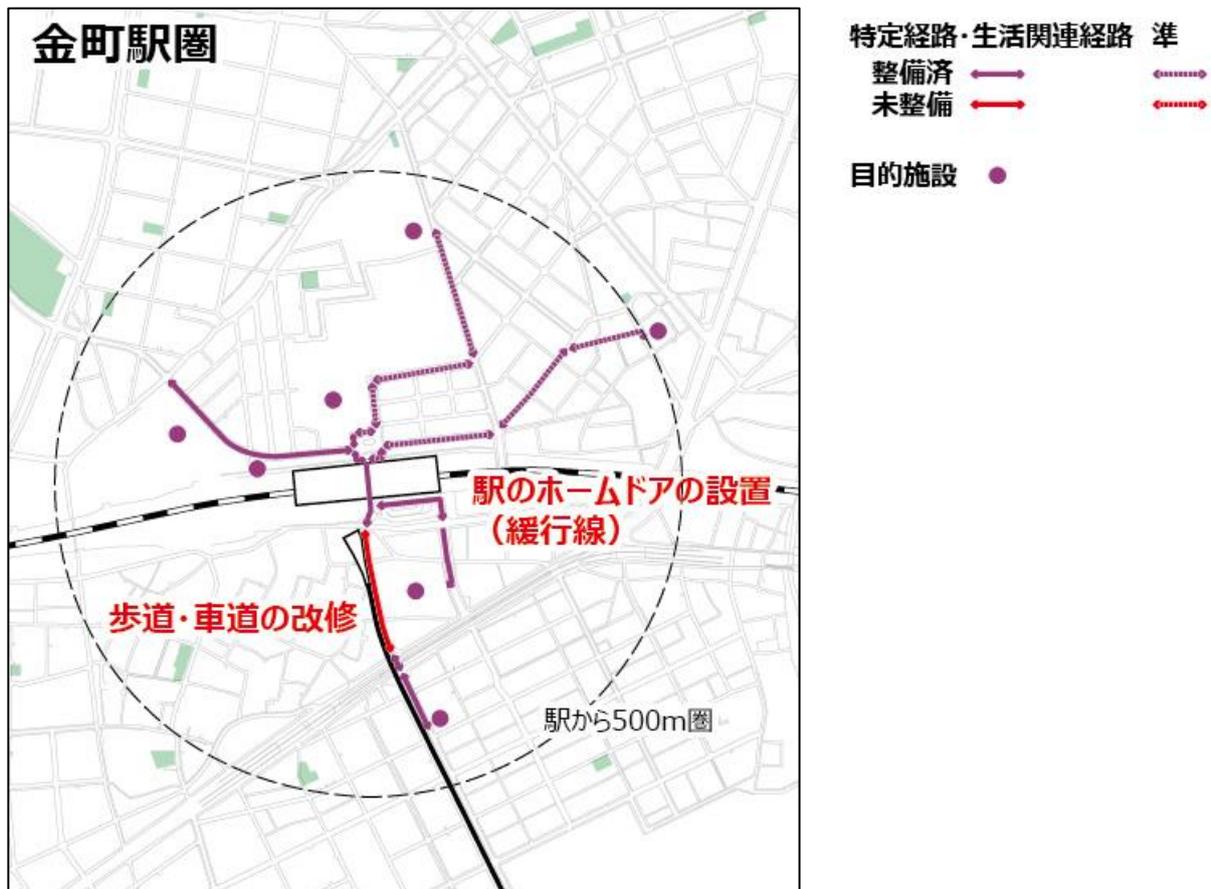
(3) 特定事業の実施状況

① 金町駅圏域

特定事業全体の 97.3% (全 75 項目中 73 項目) が完了または継続的实施となっています。
未整備の対象施設及び実施状況は以下のとおりで、2 項目のうちホームドアの設置はスケジュールが示されており、もう 1 項目の道路の改修は関連事業と連動して実施されることになっています。

未整備の対象施設および実施状況

対象施設	実施状況
【JR 東日本】金町駅のホームドアの設置 (緩行線)	令和 5 年度末までに整備予定。
【葛飾区】特定経路 4-2 (葛 356 号) [歩道・車道の改修]	令和 4 年度以降に全面改修予定 (再開発や国道交差点改良の実施と連動)。



出典：葛飾区移動等円滑化促進方針の策定に関する基礎調査 (令和 4 年度)

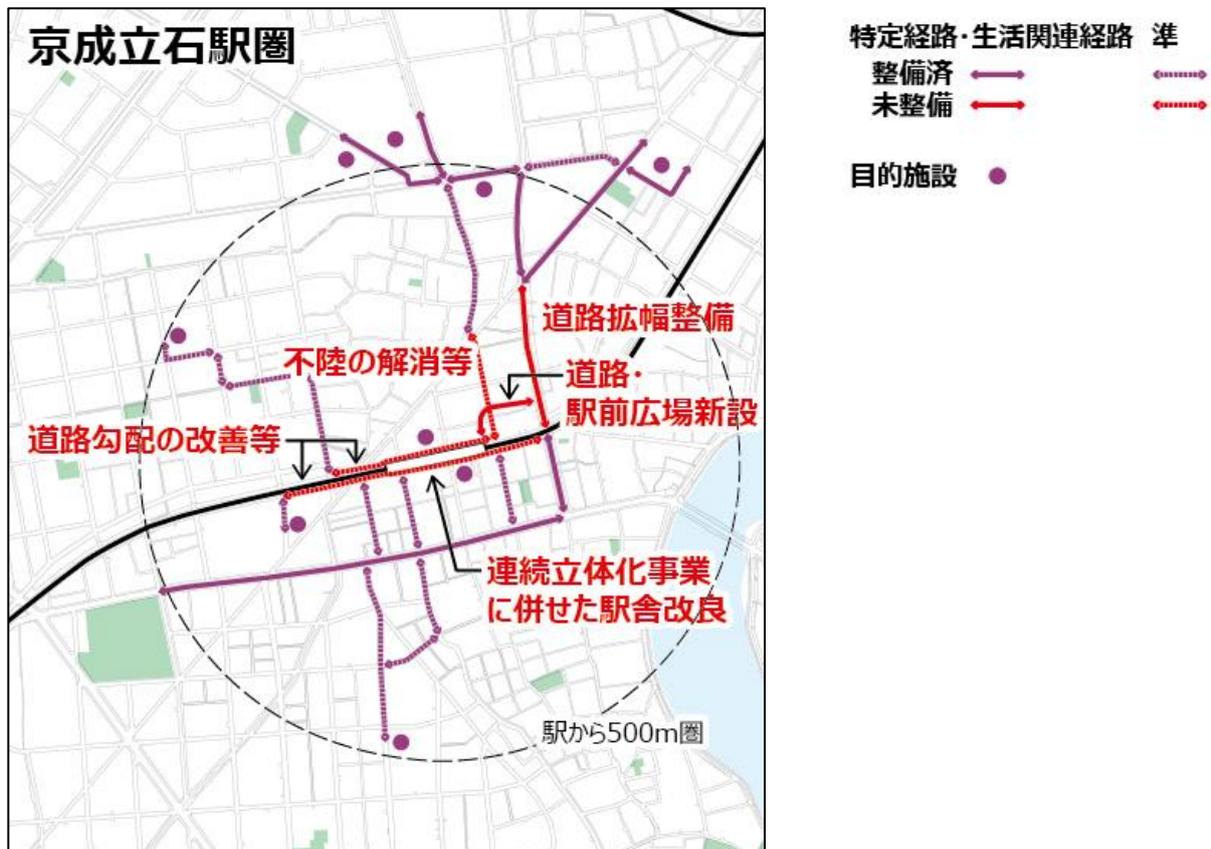
注：整備済事業数、未整備事業の実施状況については時点更新

② 京成立石駅圏域

特定事業全体の 88.6% (全 37 項目中 31 項目) が完了または継続的实施となっています。
未整備の対象施設及び実施状況は以下で、6 項目のうち市街地再開発事業と連動するものが 5 つあり、残る 1 項目は事業中となっています。

未整備の対象施設および実施状況

対象施設	実施状況
【京成電鉄】京成立石駅 [連続立体化事業に併せた駅舎改良]	事業中。仮線工事中。
【葛飾区】特定経路 1-1 (区画 3 号・駅前広場) [道路・駅前広場新設]	再開発事業にあわせ実施予定。
特定経路 1-2-1 (葛 325 号) [道路拡幅整備]	都計道事業で実施 (補助 274 号事業中)。
準特経路 4-1 (葛 48 号) [不陸の解消等]	一部の区間は再開発事業にあわせ実施予定。
準特経路 8-1 (区道 397 号) [道路勾配の改善等]	平成 21 年度一部実施。再開発・連立事業にあわせ実施。
準特経路 3-1 (区道 396 号) [道路勾配の改善等]	再開発・連立事業にあわせ実施。



出典：葛飾区移動等円滑化促進方針の策定に関する基礎調査（令和 4 年度）

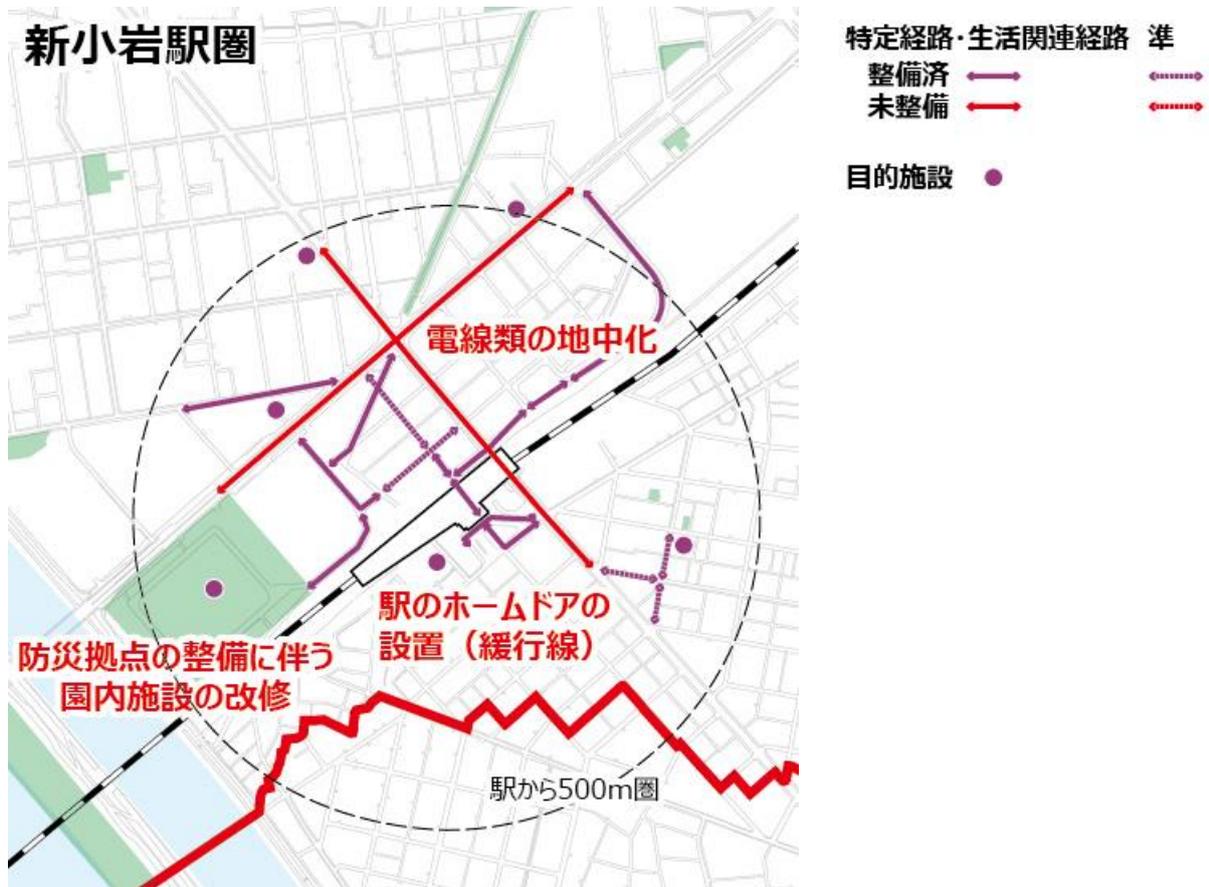
注：整備済事業数、未整備事業の実施状況については時点更新

③ 新小岩駅圏域

特定事業全体の 92.5% (全 40 項目中 37 項目) が完了または継続的实施となっています。
未整備の対象施設及び実施状況は以下のとおりで、3 項目のうち 2 項目が事業中、残る 1 項目はスケジュールが示されています。

未整備の対象施設および実施状況

対象施設	実施状況
【JR 東日本】新小岩駅のホームドアの設置 (緩行線)	令和 4 年度より事業中。使用開始時期は調整中。
経路 1 平和橋通り / 主 308 号線 [電線類の地中化]	平成 27 年度以前から事業中。電線共同溝整備事業中。
(2) 新小岩公園 [防災拠点の整備に伴う園内施設の改修]	令和 5 年度以降設計予定。



出典：葛飾区移動等円滑化促進方針の策定に関する基礎調査（令和 4 年度）

注：整備済事業数、未整備事業の実施状況については時点更新

4. 移動等円滑化促進に関する現状と課題

(1) 特定事業の実施状況

葛飾区交通バリアフリー基本構想、葛飾区新小岩駅圏移動等円滑化基本構想の重点整備地区である金町駅圏域、京成立石駅圏域および新小岩駅圏域における、特定事業の進捗率は各駅圏とも9割前後となっており、特定事業の進捗割合は高いと判断できます。

特定事業の進捗状況

駅圏	完了または継続的実施事業数	事業進捗率
金町駅圏域	全75項目中73項目	97.3%
京成立石駅圏域	全37項目中31項目	88.6%
新小岩駅圏域	全40項目中37項目	92.5%

(2) 葛飾区全域におけるバリアフリー化に関する現状と課題

令和4年度に実施した「葛飾区移動等円滑化促進方針の策定に関する基礎調査」では、区内の高齢者や障害のある方の関係する団体、ベビーカー利用者等へのヒアリング及び団体の会員や介護事業者、交通事業者や施設管理者等へのアンケート調査を行いました。

調査の概要は以下の通りです。

令和4年度ヒアリング・アンケート調査概要

調査	調査期間	サンプル数
障害当事者、高齢者、ベビーカー利用者等へのヒアリング	令和4年8月～10月	計128名
障害当事者、高齢者、ベビーカー利用者等へのアンケート	令和4年8月～10月	配布数1,896票 回収数638票 (回収率34%)
介護事業者へのWebアンケート	令和4年10月～11月	回答数56団体
区民モニターアンケート	令和4年12月	回答数179名
交通事業者・生活関連施設管理者等への事業者アンケート	令和4年11月～ 令和5年2月	配布数211施設 回収数84施設 (回収率40%)

これらの調査結果から整理された、主な施設に関する現状や課題を次頁に示します。

① 鉄道

ハード面	<ul style="list-style-type: none">・ 鉄道事業者への調査より、一部の主要な駅におけるハードのバリアフリー化の整備は進んでいる一方で、一部の事業者からは駅の整備のための費用や工事・設置スペースの確保が課題として挙げられている。・ 障害当事者、高齢者、ベビーカー利用者等へのヒアリング調査や介護事業者へのアンケート調査から、一部駅において電光掲示板が改札階への設置が無いことやエレベーター周りの環境改善、同一駅においてもエレベーターが片側ホームにしか設置されていないといった点が課題として挙げられている。
ソフト面	<ul style="list-style-type: none">・ 鉄道事業者へのアンケート調査より、声かけサポート運動の実施や、ホームページでの情報提供、駅係員を対象とした教育訓練といった取組が実施されていることが明らかになっている。・ 障害当事者、高齢者、ベビーカー利用者等へのヒアリング調査からは、鉄道事業者や駅等によって駅員の対応が異なるといった点が課題として挙げられている。

② バス

ハード面	<ul style="list-style-type: none">・ バス事業者へのアンケート調査より、すべての保有車両がノンステップバスとなっていることが明らかになっている。・ 障害当事者、高齢者、ベビーカー利用者等へのヒアリング調査においても、駅以外のバス停での乗降環境の向上が課題となっている。・ ハードの課題として、1つのバス事業者のアンケート調査からも、駅以外のバス停での乗降環境の向上が課題として挙げられている。
ソフト面	<ul style="list-style-type: none">・ バス事業者へのアンケート調査により、ホームページや車内での情報提供、乗務員の体験型の教育訓練といった取組を行っている現状がある。・ 障害当事者、高齢者、ベビーカー利用者等へのヒアリング調査からは、バス事業者によって運転手の対応が異なるといった点が課題として挙げられている。

③ 建築物（民間施設）

ハード面	<ul style="list-style-type: none">・ 区施設を除く施設管理者へのアンケート調査より、4割の事業者において車いす使用者用トイレを設置していない状況であることが明らかとなった。そのほか、授乳・おむつ交換スペースといった子育て支援環境が全く整備されていない施設が3割を占め、車いす使用者用駐車区画が無い施設は4割を占めており、課題となっている。・ 商業施設からのアンケート調査の回答結果より、一部の施設からはハード面のバリアフリー化の整備を進めるにあたって、建物の老朽化や費用面の課題となっているという回答が見られている。商業施設に限らず全施設において、今後のバリアフリー化の整備予定はあまり見られない。
------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・障害当事者、高齢者、ベビーカー利用者等へのヒアリング調査や介護事業者へのアンケート調査から、一部の施設においてエレベーターが設置されていない施設や出入口の段差、駐車場や駐輪場が狭いといった意見があり、生活に密接にかかわる施設のハード整備が不十分であることが課題となっている。
ソフト面	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者へのアンケート調査より、情報提供や施設職員等への教育訓練の実施状況については、多くの人の利用が想定されるような施設においても「実施していない」という回答が見られることは課題である。

④ 建築物（区施設）

ハード面	<ul style="list-style-type: none"> ・区の担当課へのアンケート調査より、総じて民間施設よりバリアフリー整備は進んでいる状況であるものの、トイレにおける「望ましい整備内容」の状況として、大型ベッドの整備率が 33%、フラッシュライトは 28%と十分な水準に達していないことが課題である。 ・また、子育て支援環境における「望ましい整備内容」の状況として、「授乳及びおむつ交換のできる部屋に手洗器、流し台、給湯器がある」が最も高く 44%にとどまっており、課題となっている。 ・障害当事者、高齢者、ベビーカー利用者等へのヒアリング・アンケート調査や介護事業者へのアンケート調査から、一部の施設においてエレベーターが設置されていない、出入口の段差、トイレが狭いといった意見があり、一部の施設のハード整備が不十分であることが課題となっている。
ソフト面	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者へのアンケート調査より、情報提供や施設職員等への教育訓練の実施状況については、多くの人の利用が想定されるような施設においても「実施していない」という回答が見られることは課題である。

⑤ 交通安全施設

ハード面	<ul style="list-style-type: none"> ・区内全域を対象とした交通安全施設の実態調査において、信号機全 528 基の整備状況を調査している。その結果、全信号機に占めるそれぞれの施設の設置割合として、音響式信号機は 10.0%、青延長用押しボタン付き信号機は 3.6%、エスコートゾーンの整備は 10.0%と低くなっている。 ・障害当事者、高齢者、ベビーカー利用者等へのヒアリング調査からも、音響式信号等の整備が課題として挙げられている。
------	---

⑥ 道路

ハード面	<ul style="list-style-type: none"> ・区内全域を対象とした歩道のある道路の歩道幅員と視覚障害者用誘導用ブロックの実態調査を行っている。国道や都道、主要な区道について、2 m以上の歩道幅員になっている一方で、住宅地は、歩道のない道路が多くなっている。また、
------	---

	<p>視覚障害者誘導用ブロックについては、国道や、駅前広場等は連続設置されているところが多く、全体として、歩道がある場所には設置されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者へのアンケート調査より、規格化されたものでない誘導ブロックが配置されていることや、公共施設の統廃合が考慮されていない視覚障害者用誘導用ブロックの敷設状況が課題として挙げられている。 ・障害当事者、高齢者、ベビーカー利用者等へのヒアリング・アンケート調査や介護事業者へのアンケート調査から、複数の関係者から狭い歩道や勾配、凹凸が課題として挙げられている。
ソフト面	<ul style="list-style-type: none"> ・障害当事者、高齢者、ベビーカー利用者等へのヒアリング・アンケート調査や介護事業者へのアンケート調査から、歩道上の放置自転車や看板の設置が課題として挙げられている。

⑦ ソフト施策に関する区取組

<ul style="list-style-type: none"> ・葛飾区施設ではホームページやパンフレット等でバリアフリーに関する情報提供や、区民向け等のバリアフリーの講演会を行っている。 ・障害当事者、高齢者、ベビーカー利用者等へのヒアリング調査からは、公共施設における対応が丁寧になったという意見があった。 ・その一方で、障害当事者、高齢者、ベビーカー利用者等へのヒアリング・アンケート調査や介護事業者へのアンケート調査から、障害理解への促進が不十分であるという意見や、区民モニターアンケート調査において、「心のバリアフリーを知らない」という回答が半数を占めていることから、理解の増進や啓発といった観点で課題がある。
--

今後の検討の進め方について

1. 移動等円滑化促進方針策定までの流れ

促進方針は、令和5年度と令和6年度の2か年をかけて策定します。

令和5年度はまち歩き調査によるバリアフリー状況の確認や促進方針の骨子の作成として基本方針の設定、生活関連施設・生活関連経路の設定、促進地区の区域の設定、ハード施策・ソフト施策の方向性の検討を行います。

令和6年度においてもまち歩き調査によるバリアフリー状況の確認を行い、ハード施策・ソフト施策の具体的な検討、移動等円滑化促進方針の素案作成、パブリックコメント等を実施したうえで、移動等円滑化促進方針の策定を目指します。

以下に促進方針の策定までの流れを示します。

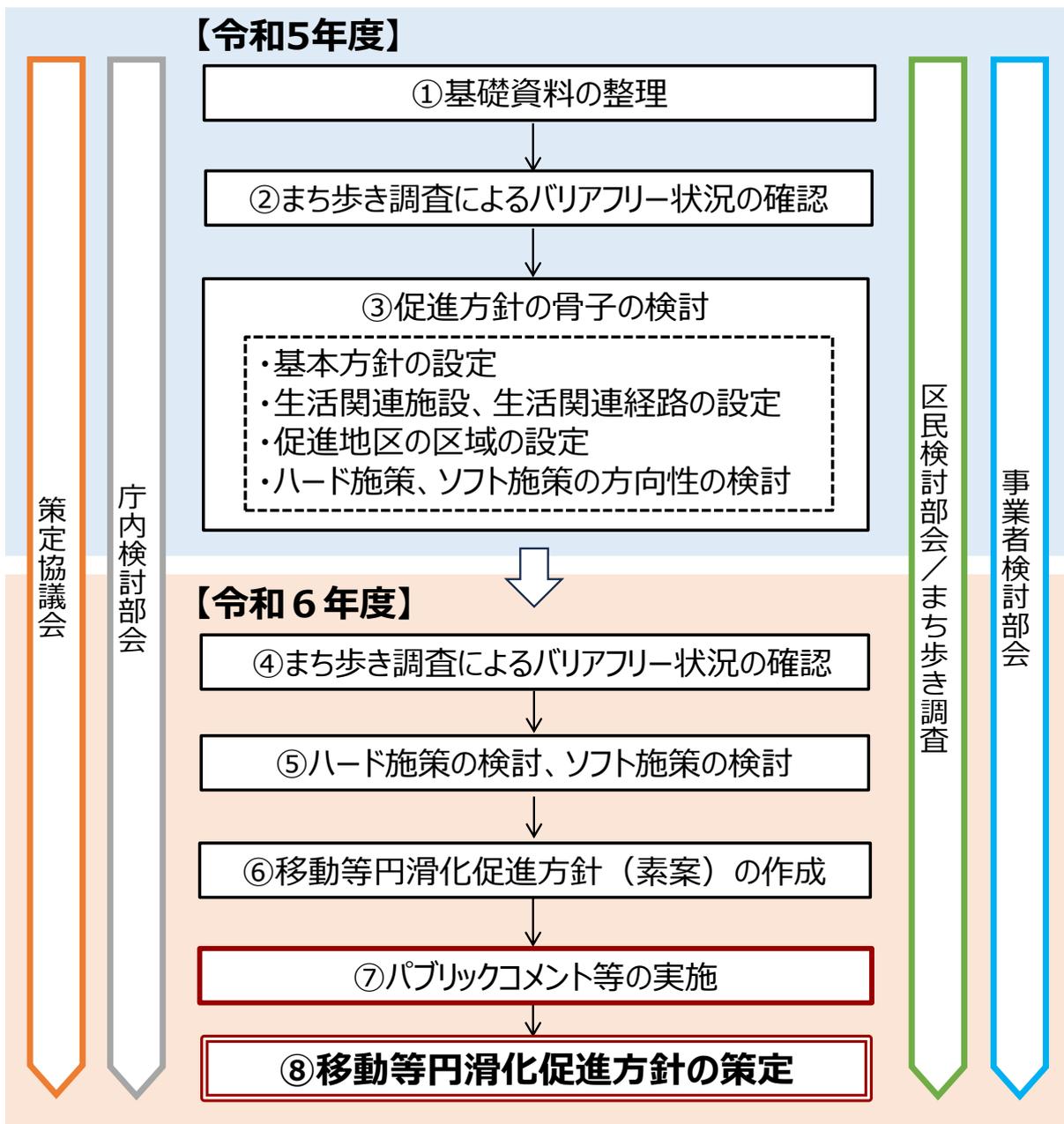


図 移動等円滑促進方針策定までの流れ

2. 促進方針の検討体制

促進方針の検討体制は、事務局を葛飾区が務め、策定協議会を中心に庁内検討部会、区民検討部会、事業者検討部会が協議・調整、合意形成を図りながら策定を進めます。

策定協議会は、専門的な知識を有する学識経験者の他、高齢者・障害のある方、子育て中の方等の利用者の代表、公共交通事業者、施設管理者、警察、国土交通省、東京都、葛飾区により構成される組織です。

以下に、策定協議会、庁内検討部会、区民検討部会、事業者検討部会の関係図と各組織の構成員・主な役割を示します。

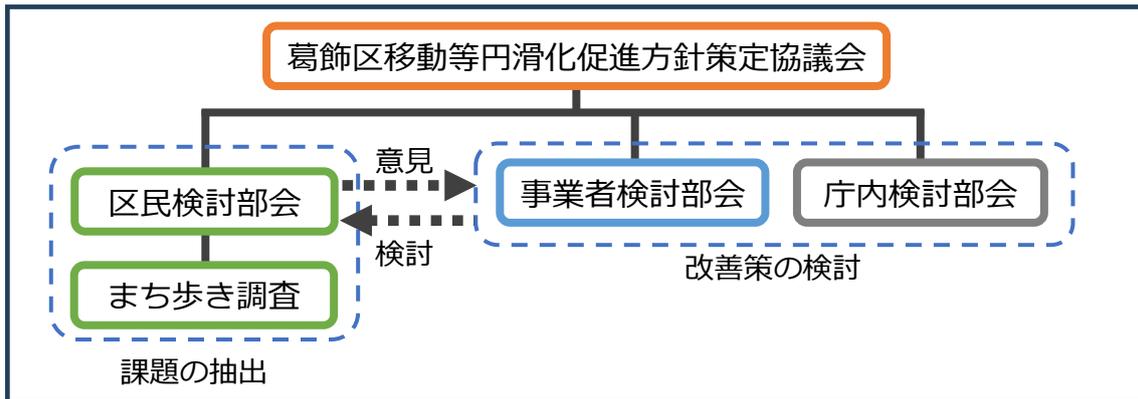


図 検討体制の関係図

表 各組織の構成員と主な役割

組織	構成員	主な役割
策定協議会	学識経験者、高齢者・障害のある方等の各団体、町会・商店会の代表、鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者、道路管理者、公園管理者、交通管理者（警察署）、国土交通省、東京都、葛飾区	各部会の意見や検討・調整結果を踏まえて総合的に検討し、促進方針へ反映する。中心的な組織として、検討の進め方も確認しながら、促進方針を策定します。
区民検討部会	策定協議会に参加している高齢者・障害のある方、子育て中の方等の団体でご協力頂ける方（各団体から複数名）	利用者の視点で課題の抽出、改善策等の意見交換を行います。
まち歩き調査	地域の民生委員の方々や、策定協議会に参加している高齢者・障害のある方、子育て中の方等の団体でご参加頂ける方（各団体から複数名）	まち歩き調査等を通して、課題の抽出、改善策等の意見交換を行います。
事業者検討部会	策定協議会の各事業者、生活関連施設候補施設（建築物、駐車場）の施設管理者	整備・運用する立場から、意見・課題への対応や改善策の検討、調整を行います。
庁内検討部会	葛飾区役所の関係各課（ハード施策とソフト施策に関係する部署）	庁内の担当部署が横断的に課題を共有し、促進方針の策定に向けて連携・調整を行います。

3. 策定までの検討の流れと議論内容（案）

策定協議会は令和5年度に3回、令和6年度に3回の開催を予定しています。区民検討部会や事業者検討部会の意見や庁内検討部会での調整を踏まえながら、移動等円滑化促進方針の策定に向けて議論を行う予定です。

以下に策定協議会の開催時期とその議論内容（案）及び各検討部会の関係を示します。

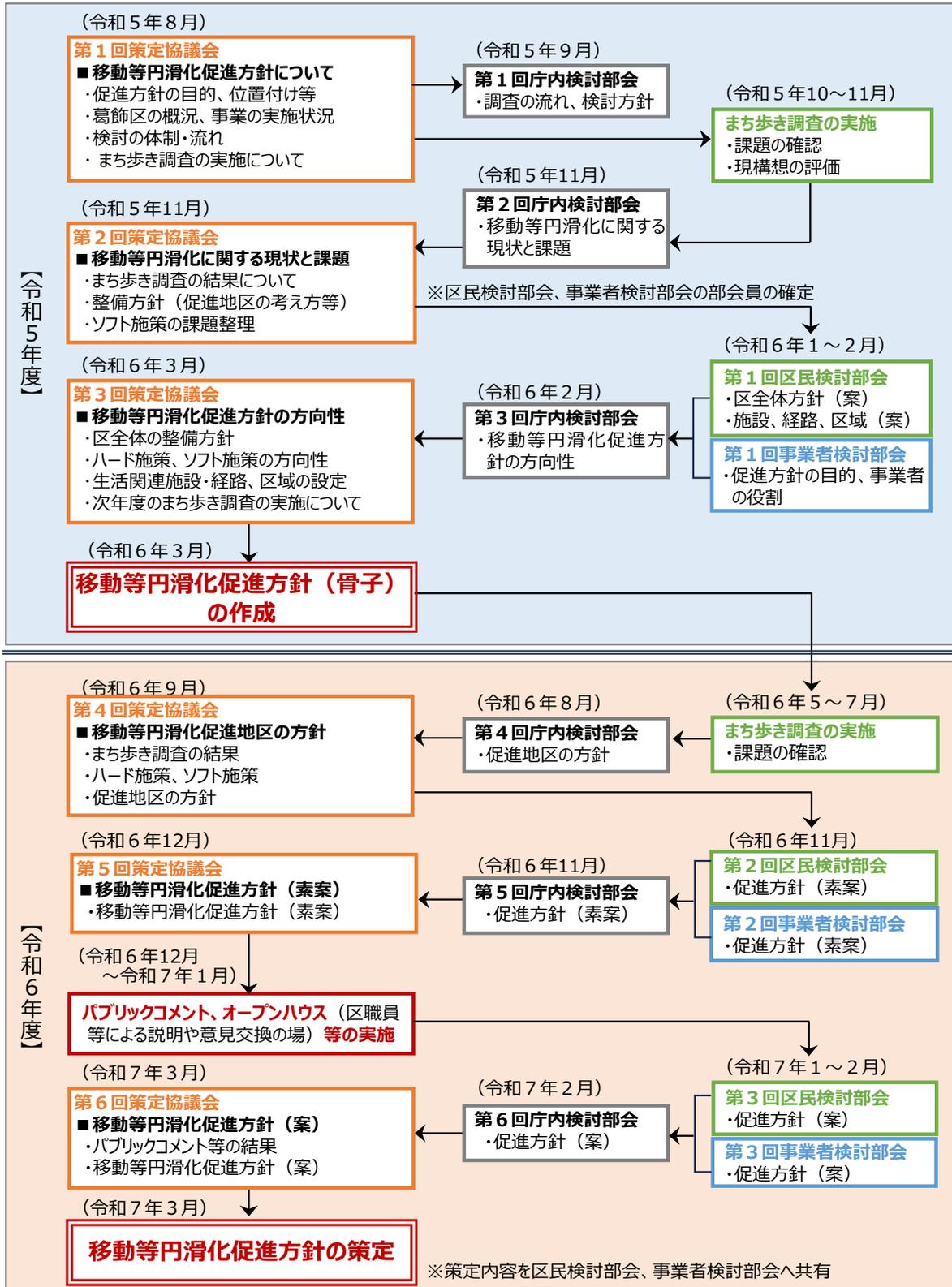


図 策定協議会・各部会の開催時期とその議論内容

4. まち歩き調査の実施について

促進方針の策定にあたっては、区民参加のまち歩き調査を行い、利用者目線の意見をお聞きし、検討を進めます。

令和5年度は区内3箇所の駅周辺においてまち歩き調査を行い、バリアフリー状況等の確認や良い点・悪い点などについて意見交換を行う予定です。

また、令和6年度は区内の他の駅周辺においてもまち歩き調査を行う予定です。

(1) まち歩き調査の予定

令和5年度のまち歩き調査は10月～11月の実施を予定しており、「葛飾区バリアフリー基本構想」に位置づけられている重点整備地区の金町駅圏、京成立石駅圏、新小岩駅圏の3箇所で行う予定です。

駅周辺の道路や施設を対象に、移動のしやすさや施設・設備の使い易さなどを現地で調査し、その後、ワークショップを行って現地で確認した良い点・悪い点、今後の改善点などについて意見交換を行う予定です。

意見交換の内容は、整理した上で今回策定する促進方針に反映させていただきます。

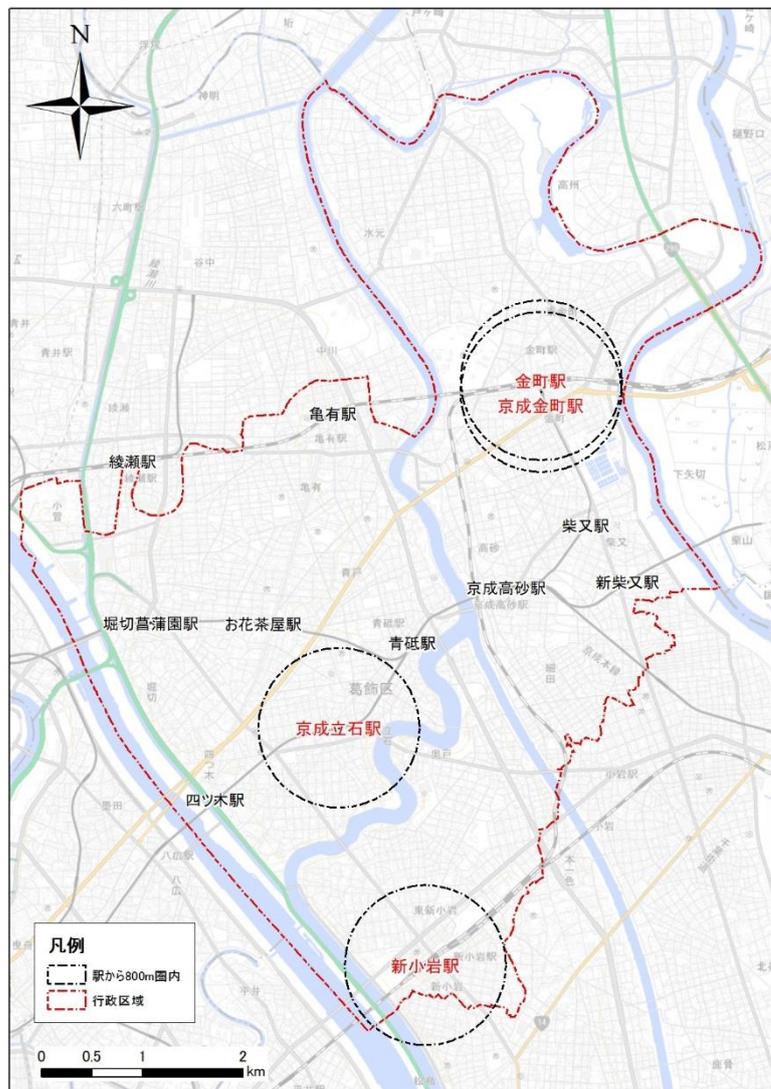


図 まち歩き調査 実施3 鉄道駅圏（令和5年度）

また、来年度に実施する予定のまち歩き調査は、今年度の検討を踏まえ、区内の他の鉄道駅圏においても行う予定です。

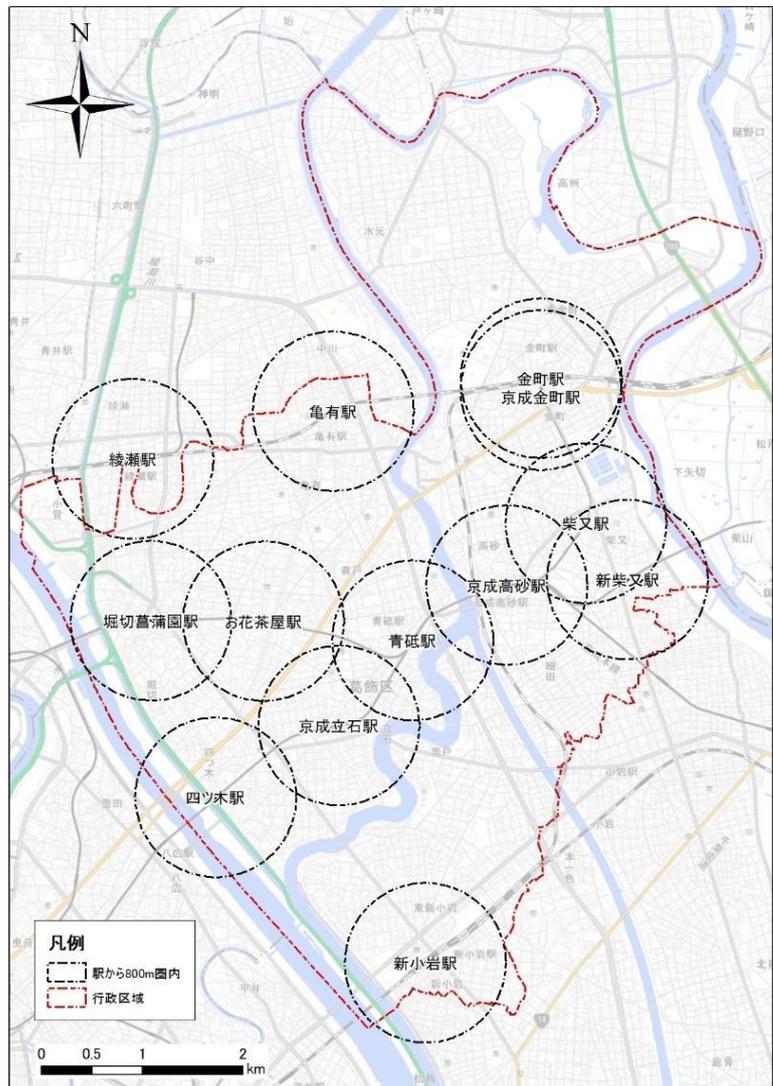


図 まち歩き調査 対象鉄道駅圏（令和 6 年度）

(2) 令和5年度の実施内容(案)

- ①調査地区：京成立石駅周辺、金町駅周辺、新小岩駅周辺
- ②開催日時：令和5年10月下旬～11月上旬を予定、各地区とも午後の3時間程度
- ③参加者：高齢者、障害のある方、子育て中の方を含む区民（協議会メンバーも可）
アドバイザーとして各地区より民生委員、オブザーバーとして関係事業者の方も参加予定
- ④参加人数：各地区とも10～15人程度
- ⑤行動予定

時間	行動予定
13:00	集合
13:00～13:20	まち歩き調査等の説明
13:20～14:20	2～3グループにわかれて1～1.5km程度のコースをまち歩き
14:20～14:30	移動・休憩
14:30～16:00	ワークショップを行い調査の振り返り・意見交換
16:00	解散

⑥まち歩き調査

- 1つの地区について、2～3つのルート（1ルートは1～1.5km）を1時間程度かけて、歩きながら現地を調査します
- 駅や駅前広場、周辺道路の歩道や公園、公共的な建物（民間の建物も含めて今後調整）等を対象に、移動のしやすさや施設・設備の使い易さなどを確認します



まち歩き調査前の説明状況



施設の調査状況

⑦ワークショップ

- 調査終了後、近くの会議室等で約1時間30分程度、各グループでルートごとに現地で確認した良い点、悪い点などを振り返り整理します
- 意見交換を行い、各グループの代表者が整理した結果を発表し、情報を共有します



付箋や模造紙を用いた
ワークショップの状況



結果発表と共有の状況

（3） 令和5年度まち歩き調査へのご協力のお願い

より実態に即した葛飾区移動等円滑化促進方針を策定するためには、利用される区民の皆様と共に現場を確認し、生のご意見をお聞きして検討することが必要です。

つきましては、高齢者、障害のある方、子育て中の方を含む区民の皆様に、まち歩き調査へのご参加・ご協力をお願いいたします。

各委員の皆様が所属する団体の中で、ご参加・ご協力頂ける方がおられましたら、下記連絡先の担当者までご連絡頂きたく、お願いいたします。

【協力の依頼内容】

○ご協力頂きたい方

京成立石駅周辺、金町駅周辺、新小岩駅周辺のお近くにお住まいの方で、駅周辺の道路や施設を歩きながら、調査することができる方のご協力をお願いします

○ご協力頂きたい人数

1地区で10～15名程度でのまち歩き調査を予定しており、各団体におかれましては、1地区で1～3名のご協力をお願いします

○実施内容（予定）

実施日：京成立石駅周辺 令和5年10月19日（木）（予定）
金町駅周辺 令和5年11月2日（木）（予定）
新小岩駅周辺 令和5年10月26日（木）（予定）

実施時間：3地区とも13時～16時の3時間程度※

まち歩きを約1時間程度、ワークショップを1時間30分程度の予定

まち歩きルート：1地区で2～3ルート、1ルート1～1.5kmを予定

調査内容：駅や駅前広場、駅周辺の歩道や公園、公共的な建物（民間の建物も含めて今後調整）等を対象に、移動のしやすさや施設・設備の使い易さなどを確認します。
現地でのまち歩きの後に、室内でのワークショップにて調査のおさらいや意見交換、発表を行います。

【参加連絡票について】

○ご協力頂ける方のお名前、住所・電話番号※、所属団体、参加可能地区、ご自身の状況をご記入の上、下記提出先まで、連絡票の内容をメール又は連絡票をFAXで送付をお願いいたします。

※現地作業のため保険に加入することから、住所・電話番号もお教えてください

【提出締切】

○調査準備の都合から、令和5年10月2日（月）までにご提出をお願いいたします

【提出先】

業務委託会社：セントラルコンサルタント株式会社 東京事業本部計画部：山口、^{わしお}鷺尾

TEL: 03-3532-8039（直通）

FAX: 03-3532-8027

メールアドレス：katsushika-bf@central-con.co.jp

調査当日は区職員、業務委託会社社員が案内誘導します。なお、令和6年度のまち歩き調査については、今年度の実施を踏まえて改めてご案内させていただきます。

令和5年度 まち歩き調査 参加連絡票

この度は、令和5年度まち歩き調査にご協力頂きまして、誠にありがとうございます。

まち歩き調査は現地作業のため、保険（費用は区が負担）に加入することから、氏名、住所、電話番号をご記入ください。

また、保険の加入手続きは下記会社にて行います。この個人情報は、まち歩き調査の実施以外の目的では使用いたしませんので、ご承諾くださいますようお願い申し上げます。

※下記提出先まで、本用紙の内容をメール又は本用紙をFAXで送付をお願いいたします。

1. ご協力頂ける方のお名前、連絡先

1) 氏名： _____

2) 住所： _____

3) 電話： _____

2. 所属する団体名

1) 団体名： _____

3. 参加可能な地区（①京成立石駅周辺、②金町駅周辺、③新小岩駅周辺のどの地区か）

1) 地区名（番号でも構いません）： _____

4. ご自身の状況（①高齢の方、②障害をお持ちの方、③子育て中の方のうちのいずれか）

1) 状況（番号でも構いません）： _____

2) 障害をお持ちの方（②の方）は、障害の種別をお教えてください：

3) その他、事務局で用意・準備等が必要な事項がありましたお教えてください

【参加連絡票の提出先・保険加入手続きを行う会社】

業務委託会社：セントラルコンサルタント株式会社 東京事業本部計画部：山口、わしお鷺尾

TEL: 03-3532-8039（直通）

FAX: 03-3532-8027

メールアドレス：katsushika-bf@central-con.co.jp

【事務局】葛飾区 都市整備部 調整課 事業調整担当係 小林・川島

葛飾区移動等円滑化促進方針策定庁内検討部会設置要領

5 葛都調第 号
令和5年 月 日
都市整備部長決裁

(設置)

第1条 葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会設置要綱（令和5年4月28日付け5葛都調第79号区長決裁。以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、葛飾区移動等円滑化促進方針策定庁内検討部会（以下「庁内検討部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内検討部会は、要綱第2条に掲げる事項、葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会が必要と認める事項の調整及び検討を行うものとする。

(構成)

第3条 庁内検討部会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

(会長及び副会長等)

第4条 庁内検討部会に、会長を1名、副会長を2名おく。

2 会長は、都市整備部長の職にある者をもって充てる。

3 会長は、庁内検討部会を代表し、会議を総括する。

4 副会長は、交通・都市施設担当部長及び街づくり担当部長の職にある者を充てる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、交通・都市施設担当部長が第1順位、街づくり担当部長が第2順位とする。

(招集)

第5条 庁内検討部会は、会長が招集する。

2 庁内検討部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができ、委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 庁内検討部会の庶務は、都市整備部調整課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、庁内検討部会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

(案)

- 1 この要領は、令和5年 月 日から施行する。
(庁内検討部会設置要領の廃止)
- 2 この要領は、葛飾区移動等円滑化促進方針が策定された日限り、廃止する。

(案)

別表（第3条関係）

役職	職名	
会長	都市整備部	都市整備部長
副会長	都市整備部	交通・都市施設担当部長
副会長	都市整備部	街づくり担当部長
委員	政策経営部	政策企画課長
		協働推進担当課長
		デジタル推進担当課長
	総務部	総務課長
		人権推進課長
	施設部	施設管理課長
		学校施設計画担当課長
		営繕課長
	地域振興部	地域振興課長
		危機管理課長
	産業観光部	商工振興課長
		観光課長
	福祉部	福祉管理課長
		高齢者支援課長
		地域包括ケア担当課長
		障害福祉課長
	子育て支援部	子育て政策課長
	都市整備部	交通政策課長
		都市計画課長
		建築課長
		道路管理課長
		道路補修課長
		公園課長
教育委員会事務局	教育総務課長	
	学校施設担当課長	
	指導室長	
	学校教育支援担当課長	
事務局	都市整備部	調整課長